

第25回鴨川府民会議 概要

第1 日時 平成26年1月24日（金曜日） 午後1時30分から4時30分まで

第2 場所 京都府公館レセプションホール

第3 出席者

【公募、有識者メンバー】

金田章裕（座長）、川崎雅史（副座長）、飯塚隆藤、川嶋瑛莉、久保明彦、金剛育子、杉江貞昭、高橋恭弘、竹門康弘、田中真澄、土屋義信、中村桂子、野口義晃、舟津麻子、松井恒夫、村島哲郎（座長・副座長以外五十音順）

【行政メンバー】

京都市 藤原倫也（建設局水と緑環境部河川整備課長）

京都府 松浦章（京都土木事務所長）

【事務局（京都府）】

東川直正（建設交通部長）、板屋英治（建設交通部理事）、高野秀雄（建設交通部河川課鴨川条例担当課長）、星野欽也（建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）ほか

【一般傍聴 5名】

【報道機関 3社】

第4 内容

1 開会

○板屋（京都府建設交通部理事）

それでは、定刻となりましたので、第25回鴨川府民会議を開催させていただきます。本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます京都府建設交通部理事の板屋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日、ご出席いただいております皆様のご紹介につきましては、出席者名簿をもってご紹介にかえさせていただきますと思います。なお、本日は、坂口圭豊様、土居好江様、新

川達郎様、西野由紀様、松井成樹様、山中英之様が欠席でございます。また、本日、建設交通部長の東川が出席しておりますが、所用のため、途中退席させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日は、資料として、「次第」、「出席者名簿」、裏面が配席図になっているものでございますが、それと資料の1から6までご用意させていただいております。なお、左肩に番号がついている資料、参考資料、平成26年1月24日第25回鴨川府民会議と右の上のほうにマーカーで線を引いているものでございますが、これにつきましては、著作権の関係等がございますので非公開とさせていただいておりますので、会議後、回収させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

資料の不足等ございませんでしょうか。会議の途中でも結構でございますので、不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、早速、議事に入っていきたいと思っております。議長は座長をお願いしてございます。金田座長、議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 鴨川ふれあい空間について

○金田座長

それでは、まだ1月のうちでございますけれども、新たな年になりましたので、どうぞよろしくお願いたします。

本日は、お手元の一番上の第25回鴨川府民会議と書きました議事次第の一覧にありますように、議事6件で4時までという時間を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。議事は6件でございますが、本来はここで鴨川上流域のデータの整理をしていただいて、ご議論いただくということを予定しておりましたが、後で説明をいただくと思えますけれども、調整と準備に若干手間取っておられるようでして、今回は先送りで年度が明けてから改めてお願をするということにしたいと思えます。ご了解いただきたいと思います。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。まず1番、鴨川ふれあい空間についてでございます。これは前回もご議論いただいているところでございますが、訂正して、もう一度、ご意見をお聞きしたいということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、事務局から説明をお願いします。

○西田（京都府建設交通部都市計画課副課長）

失礼いたします。都市計画課公園担当の西田でございます。座って説明させていただきます。

それでは、鴨川ふれあい空間について、資料1、先ほどご説明もありましたナンバリングがしてある参考資料につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、全体の説明の流れについて、この項目の1番目で、これまでのご意見、2番目のところ、鴨川ふれあい空間に係る考え方というところで、なぜ鴨川なのかなどの取り組みの考え方、それと3番、今後の方向性ということで、具体的な取り組みの内容について、3つに分けて説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、1番のこれまでの鴨川府民会議における主なご意見から説明をさせていただきます。

(1)につきましては、第22回府民会議の主なご意見でございます。(2)につきましても、23回府民会議の主なご意見でございます。前回の第24回府民会議、11月に開催されたものですけれども、(3)でございます。そこをごらんいただきたいと思います。主なご意見といたしまして、1つ目、地元住民の意見を聞いて進める必要があるのではないか。2つ目、鴨川がパフォーマンスをするのにふさわしい場所なのか疑問である。3つ目、現在、無秩序で行われているパフォーマンスに一定のルールを設けるのはよい。4つ目、京都らしさ、品格を失わずに若者の街の文化発信ができればよい。5つ目でございます。地元住民の意見、なぜ鴨川か、具体的にどのようにするかを整理するというところでご意見をいただきましたところでは、

これまでのさまざまなご意見を踏まえ、考え方につきまして整理をさせていただきましたので、2番の鴨川ふれあい空間に係る考え方につきまして、説明をさせていただきます。

文章につきまして、手短にかいつまんで少し読ませていただいて説明をさせていただきます。

まず、1つ目の段落でございます。京都は長い歴史を歩んでくる中で、すばらしい独自の伝統文化を育み、日常生活の中で、その文化が根づいております。また、京都にはたくさんさんの大学が立地し、「学生のまち・京都」と言われるように、若者たちが斬新で新しい文化をどんどん創造・発信していくという風土がございます。府民の皆さんが憩いの場として集う鴨川を通じて、こうした京都の持つすばらしい持ち味を伸ばしていくことができ

れば、京都の魅力をもっと高めていくことができるのではないかという思いで今回の事業に取り組んでいるものでございます。

2つ目の段落でございます。鴨川は、京都市の中心市街地を流れるにぎわいのある貴重なオープンスペースでございます。多くの若者が音楽や踊りなど、さまざまなパフォーマンスを行っておられます。それについて、騒音や通行に対するご意見もお聞きをしているところでございます。

一方で、かつては出雲の阿国が鴨川で興行したことなど、鴨川は芸能・文化などの発祥地であり、現在でも鴨川出身の著名な方もお聞きをしております。一方で、鴨川は、周囲の山並みを背景としたすぐれた景観と清流を持ち、歴史、伝統、文化の都である京都の街や生活と調和し、独特の風情や情緒のある心落ち着く空間でもあるということでございます。

鴨川独特の風情や情緒は大切に守っていきませんが、鴨川は多くの側面を持っております。場所によっては、さまざまな利用がされております。裏面をごらんくださいませ。パフォーマンスにつきましても、見ることも含め、府民の皆様が楽しめる場所があってもよいのではないかということを考えまして、まず、7月、8月、アンケート調査などを実施したところでございます。

3つ目の段落でございます。鴨川は河川であり都市公園でございます。これまでのこの府民会議のご意見を踏まえ、鴨川の風情や情緒との調和を図りつつ、音楽や踊りだけではなく、幅広い年齢層の方々に、地域に根ざした活動や京都らしい文化・芸術の発表の場、イベントというものを、常設ではなく仮設のステージにて提供して、鴨川におけるルールやマナーの向上、啓発を行い、府民の皆様のご意見をお聞きしながら、京都らしい、鴨川らしいにぎわいのある河川公園づくりというものを目指したいというふうに考えております。

鴨川には、この下の枠の中に記載させていただきましたように、活動的な面、あるいはその下の枠にございます風情や情緒というのがございます。この両面、両方を、調和を持たせていくということが必要だと考えております。この取り組みに当たりましては、調和させるために、2ページ目の下の枠内でございます。こういったような課題を考えていくことが大切、必要と考えておるところでございます。そういったことから、この取り組みを考えていくということでございます。

次に、3ページ目でございます。今後の方向性、具体的な取り組みについて、説明をさ

せていただきます。

当面、パフォーマンスや活動のイベントのテーマを設定の上、年3回、1回1日から2日程度実施して、住民、通行者、鑑賞者へのアンケートを実施するなどいたしまして、幅広くご意見をお聞きし、課題を検討、検証していく。その上で、継続するか否かも含め対応を決めていきたいというふうに考えております。

課題といたしましては、先ほど2ページの一番下の枠内の調和するための課題も踏まえて、この下の枠に記載しております、鴨川らしいパフォーマンスを考える。2つ目ですが、地域に根ざした活動、文化・芸術の発表の場、情報発信スポットをしっかりと考えていく。発表の場として適した場所、あるいは適していない場所を考えていく。鴨川でパフォーマンスを行う場合のルール、マナー、向上、啓発をしっかりと考えていく。鴨川でパフォーマンスを行う場合の効果的な管理、運営というのも検討を行う。周辺の地域、あるいは駐車されたりするという事で道路への影響を考える。このようなことを幅広く意見を聞き、検討、検証をしていきたいというふうに考えております。

具体的なイベントのテーマでございます。1回目といたしましては、鴨川と文化・芸術、2回目といたしまして、鴨川とパフォーマンス。3回目のテーマといたしまして鴨川と地域ということで、それぞれテーマに合わせて、演目も合わせて考えていくということを考えております。

ステージのほうでございます。仮設のステージでございますが、仮設のステージは木材を用い景観に配慮したものとし、治水安全上の観点からもイベントごとに設置・撤去する。

2つ目でございます。鑑賞や通行のスペースが確保できるよう、みそそぎ川上に設置する。3番目でございます。納涼床の場所、実際の活動場所、スペースなどを考慮しまして、三条小橋上流に設置するという、3つのことを考えております。あくまでもイメージ、案ということで、例えばその下に写真を掲載させてもらっていますけれども、こういうイメージを考えております。

次に、裏面でございます。3番、パフォーマンスの募集についてでございます。演者につきましては、募集及び地元や芸術関係者の自薦他薦によるものと考えております。演目につきましては、安全性や騒音などの問題がなく、公序良俗に反しない範囲での活動等と考えております。

3つ目でございます。イベントに際し、鴨川におけるパフォーマンスのルールやマナーの啓発をしっかりと行っていくと。そのルールとマナーにつきましてはですが、表をつけてお

ります。課題を検討しながら、追加、修正をしていく考えでございます。なお、この間、地元のまちづくり協議会の役員の方々と二度にわたりお話をしてきました。やってみないとわからない部分もあるため、一度やってみてどうかというような意見もいただいております。参考といたしまして、その下にライブやパフォーマンスなどを京都府のそういう野外ライブに対しての都市公園条例の取り扱いを記載しております。

最後にですけれども、本日参考でお配りしている資料をごらんいただきたいと思います。これは、鴨川、四条河原、17世紀の鴨川の納涼の様子を描いた屏風でございます。その下のほうに、平成14年8月に実施された、一定規模が大きなものなんですけれども、大規模なイベント事例として、資料として配付をさせていただいております。

なお、冒頭にありましたとおり、この参考資料は大変申しわけありませんが、この会場限りということでお願いしたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○金田座長

ありがとうございます。

この件につきましては、既にさまざまにご意見もいただいております。これらを踏まえまして、熱心にといいますか、粘り強くといいますか、よく言えばそうですが、そういうふうにご意見をいただいているわけですが、改めてご意見をいただければと思います。

ちょっとご意見をいただく前に、この3ページの写真のすぐ上の文章ですけれども、三条小橋上流とありますけれども、三条大橋下流じゃないですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

このステージの後ろに見えるのが三条小橋。

○金田座長

これが小橋なんですか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

はい。

○金田座長

あれはどういうのですか。高瀬川のほうの橋は。

○中村

そうです。高瀬川にかかっているのがそうです。

○飯塚

同じ名前なんです。

○金田座長

同じ名前なんですか。

○飯塚

両方同じ名前なんです。

○金田座長

これは高瀬川じゃないでしょう。

○杉江

これはみそそぎ川です。

○金田座長

みそそぎでしょう。

○杉江

だから、みそそぎ小橋という表現のほうがええかもわからんな。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

同じ名前です。

○金田座長

そうですか。私はこれは違う名前かと思っていました。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

わかりにくいようなので、三条大橋下流と改めさせていただきたいと思います。

○金田座長

場所はそういうところだと思いますので、名前は私も正確には存じませんでした。そういうことで今の検討案をお示しになりました。いかがでございましょうか。ご意見を願いたします。

○久保

まずちょっと確認だけさせていただきたいんですけども、年に3回程度、どんな感じの雰囲気になるのかということを経後の方向性として出されて、その年に3回程度のイベントというのが1日か2日ぐらいで1時から5時の間ぐらいの時間帯ということによかったですね。

その裏面のほうの詳しく書かれているパフォーマンスの募集なり等々という文章で、この利用時間帯の遵守、午前9時から午後9時までというのは、初めの年に3回のものがど

んな状況になるのか。これだったらアンケートをとられていいんじゃないかというふうな
ことになった後に、もしずっと続けてやるとすれば、この3番のパフォーマンスの募集と
いうような形の状態になるというふうな理解でいいんでしょうか。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

この午前9時から午後9時までというのは、例えば、これぐらいの範囲でやっている事
例が多いということで、これ以上遅くなると問題があるでしょうし、これ以上早いと問題
があるから、ルールやマナーの啓発を行うに当たって、1つの案として、これぐらいの時
間帯ならどうかなという提案をしていく。ただ、これにつきましても、先ほど西田のほう
から説明いたしましたように、アンケートなどをとって、皆様のご意見を聞く中で、少
し遅いよ、もうちょっと早く閉めるべきだよということがあったり、もっと昼にしたほう
がいいよということがあれば、改めて検証して直していくということでございます。

○久保

順番としたら、今、私が申し上げた形の流れでいいわけですね。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

そうでございます。

○金田座長

松井さんのほうが先だったので。

○松井（恒）

これの趣旨はよくわかるんですけども、やるべしという方向でつくられていると思う
んですけども、前にも言いましたけれども、プラスの面とマイナスの面を考えると、プ
ラスの面がほとんどないような気がします。17世紀あたりの屏風図の絵とか、こういうの
を出されても、現在とかなり違っているんで、これから先を見ていくと、イベントという
観点からいうと、鴨川でこんな催し物をして意味がないようには思いますね。意義があ
るかもしれないですけど意味はないと思います。

それと、スペースの問題ですけども、これだけの写真の絵、モデルが描いてあります
けれども、ここで何人の方がそれを見たり聞いたりできるのかということですね。これは
50人程度なのか100人なのか。もっと効果が発揮できて何百人も集まってきたら、反対にこ
れはどうなるのかと。このスペースだけで、この設置の舞台、それを管理するほう、そう
いうものを考えると、これだけの鴨川の河川を使うパフォーマンスを必要とされるのかど
うかということですね。これだったら、ほかにもっとスペースのある場所が京都にいっぱ

いありますから、そこをもっと有効活用して、考えようによっては、その場所でも鴨川というのをアピールできるだろうと思いますし、何百人、何千人集めるようなイベントを考えてもらったほうが、都市計画としてはいいんじゃないかと思いますけれども。

○金田座長

既に前回もそういう方向のご意見をいただいておりますけれども、かなりネガティブな受けとめ方のご意見だと思いますけど、いかがでしょうか。

○杉江

やはり河川敷ということもあって、このイラストではこの程度という形になっておるんですけれども、恐らく物珍しいという感覚でかなりの人が出てくるとは思われます。ですから、安全管理という面において、イコール散策路、いわゆる遊歩道に一般の人が通行できるようなカラーコーンなり、また、警備のほうの関係とかいうようなことも、当然、安全第一という見地から見ても必要やと思われまして、それとこの程度のものであれば、特に期間とか時間も、床のほうの営業にはそんな差し支えないと私は感じておるので、1回何にしるやってみて、その結果、やはりいろんな問題が出てくると思いますので、それから判断しても、別に遅くはないかなとは思っておるんですけれども、机上だけでがたがた言うていても物事は進行しませんので、1回テストという形でやったら、ある程度、実態がつかめると思いますので、そういったことで私は感じております。

以上です。

○金田座長

はい、いかがでしょうか。どうぞ。

○田中

たしか前回、この問題は先送りというか、これをつくるつくらないについても、かなりの反対意見があったんですが、今、実は河川のこういう場所での利用の仕方というのは、実は国土交通省近畿整備局も、こういうものをこういうところにつくらないでおこうという方向が一定の方向になっているわけなんですね。そのために保全利用委員会というのがありまして、いろんな利用の仕方の中でも、川のためになるような、あるいは生態系、自然環境、あるいは景観などに、やはり川に影響を及ぼすようなものは、なるべくこれから減らしていこうというのが主流だと思います。そういう意味で、保全利用委員会があるわけなので、鴨川も実は一級河川で、もし国交省近畿整備局の直轄河川であるならば、多分、これは大きな問題になると思います。こういうものを立てるということ自体が。

京都府の場合は、今は河川管理者ですから、地方自治という意味からいえば、ある程度の権限はあっても差し支えないかなと。だから、それぐらいの僕は大きな問題だと捉えています。

それから、もう一つは、私どものほうの山のお寺にも若い人が訪れまして、音楽をやっている方もおいでになられます。日常的にはツイッターなどで、ちょっとこういうのをやりますよということで連絡して、近い人が集まってやるようなシステムをとっていると。やっぱりみんな盛り上がってくると、夜8時ぐらい、あるいは9時近くなるとお巡りさんが来られると。もう皆さん迷惑になっていますからやめてくださいと。僕はこれを普通の状況で、こういうあり方もあっていいと思うんですよ。行政側がみずからこういうステージをつけてやるということに、非常に何か知らないけれども、ちょっと理解できないということと、床で、今、京都の大きな情緒をつくり出しているわけですが、床では情緒を守るために、例えば歌ったり踊ったりしてはいけないというお互いの約束事があるわけですから、そういった意味でも、やっぱりこういうところに仮に特別にステージをつけてやるということはどうなんでしょう。そこにもちょっと矛盾といいますか、納得できないなという気がしていますので、これは十分考慮していただきたい。やはり一度やってしまうと、あとどういふぐあいになるかわかりませんが、なるべくこういう構築物は、今の河川利用のあり方の主流から考えれば逆行しているなというのが私の考えでございます。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○川崎

きょう資料で配っていただいている中で四百周年記念イベント、これは能の舞台であったり、これは左岸側、右岸側にも過去に何回かこういうイベントをやっておられるということで、能と音楽は違うんでしょうけれども、若干小さな形になるんだろうなど。屋根は大きくかからないような構造物になっていますので、それほど大きなものでもありませんし、もう一つは、ここは特に先斗町とかの界隈の入り口で、ここは学生とか非常に若い人が多く集まっている場所でも本来あるということであって、木のベンチなんかにいっぱい人が座っていたりするわけですけども、そういう意味で、適量の音の範囲で品格のあるコンサートだとか、ここ出身のプロの人たちなんかも、こんな話を報道で聞いたとかいうことで、つじあやのさんでしたかね、そういう方だとか、いろんな方々がやってはどうか

という話もあったり、観客席は小さくこんなような形で書かれていますが、にぎわいのある風景というか、それが川の風景の中であって、それを一つの重なった風景、借景になって、大きな風景づくりというか、そこにちょっとにぎわいが生まれるというような感じになりますので、そういう意味では三条大橋が観覧席になっていたり、そういう形にもなるかと思います。

そういう意味では、それほど大きな影響を、ここの近世の出雲ほどひどい、ひどいと言ったらおかしいです、これはこれで情緒があると思うんですが、そういうものになっていない。あとは、テクニク的にちょっと気になるところは、全部木材でつくられると、何回か使用されるということであるとすると、今の納涼床もそうですけど、床材なんかは木材でいけるとは思います、柱であるとか、そういうところというのはスチールを彩度の低いものを塗って落ちついたイメージにするということが大事でしょうし、もう一つは、夏場の利用ということになったときに、もう少し時間が遅くてもいいのかなと。これは柱が全然ついていませんが、四隅につけて、その柱の上をラインでつなぐような形にして、そこに照明を当てるのが必要かなと。

場合によっては、コンサートの所要によっては、例えば能のようなものであると、後ろに演幕のようなものをかけることができるということになるかもしれませんし、音楽ということなんでしょうけど、場合によっては踊りのようなものであってもいいかもしれませんし、そういうことに使うために、少し柱を、壁をつくるというわけじゃなくて、柱を使って、照明にも使えるし、演幕をかけることもできるとかですね。ちょうど江戸時代の絵図なんかそういうものが一部出ていますが、そんなような形のものでされてはどうかというふうに思います。

以上でございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○竹門

竹門ですけれども、前回申し上げたことの一部繰り返しになりますが、私の意見としては、河川管理者が事業ないし工事をして、こういったステージをつくるということ自体、まさに田中委員と全く同じ意見でございます。要するに、川における利用の基本的な考え方というのは、川らしい利用、あるいは川でなければできない利用というのが淀川水系河川整備計画の基本方針になっています。

それは京都府でも踏襲すべき基本的な考え方だというふうに私は思いますので、その意味では、こういったステージを、河川管理者みずからが製作し、それを利用するというのは、方向性としては必ずしも賛成できない。

ただし、基本的な考え方として、川の利用として、こういったパフォーマンスなりステージなりをつくりたいという、そういう意思を持った団体が提案をしてきたときに、全てそれを断るべきかと考えたら、そういう利用も安全の一体の条件をクリアした場合、それを許認可するということはありなのではないかと考えます。

それはどういうことかという、本来、河川を管理する立場としては、どちらかというと、こういった行為に対して常に目を光らせて規制する側のスタンスというのがこれまでのあり方でありまして、それをある一定の条件をクリアしたら、よろしいですよということはあるといいかと思えますね。けれども、じゃ、河川管理者がその事業をするのかと申しますと、それは筋違いではないかと思うんですね。というのは、河川管理者は漁業も含めて、たくさんの川に対するニーズに対して幅広く取捨選択し、総合的に管理していかなくちゃいけない。そういう立場では、みずから特定のものを進めていくというのは、必ずしも適切ではないのではないかと。

したがって、本当にやりたい人がいたときには、こういった行為、鴨川らしい条件に関しては工夫し、具体的に言うと、本来、河原でやる文化であったわけですから、川の中でこれをしたんだと言ったときに、占用許可を与えるような、そういった道は開いておくべきだと考えますが、それはあくまでもやりたい人が出てきた場合の話であって、1年に3つだけ募集しますという形でやるものではないんじゃないかというのが私の意見です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○杉江

私は昨年、この話が出たときに言うていたことは、今現在、夏となれば、恐らく毎晩ですけれども、特に土日なんかは夜さまざまパフォーマンスが出ます。基本的にはすごく見苦しいパフォーマンスが現実あります。今の言っていた三条からみそそぎ川の小橋ですね、そこの半分ぐらいまでパフォーマンスをやって通行人に迷惑をかけたとかいろいろなことがあります。

特に、私どものほうの過去ずっと鴨川をどりをやってきておる状態でも、2日間、占用許可を、御池～四条間で許可していただき、鴨川をどりをやっておった状況の中でも、

ぱっと目を盗んで、すぐにどこでもいいから空いている場所で楽器を設置してやり出す。中には寝転んで上半身裸になってとか、少しでも目を盗んで、スペースがあれば自分らでパフォーマンスをしたいという人が結構ようけおられます。ただ、我々の場合は、その時点では2日間、占用使用許可を得ているから、いや、君たちはこういうところでやってもらっては困ると、ほかでやってほしいというような形で指導はできますけれども、それ以外においては、極端な話、野放し状態というのが現実ですよ。

ですから、こういう期間限定の仮設のステージ的なものができることによって、そういう野放しの分が、ある程度、制約できるようなルールづくりが構築できれば、私は賛成やということは以前に述べたはずだと思うんです。ですから、何でもかんでも決まりばかりつくるといのも考えものですが、やはり、ある一定のルールを決める以上は、それなりに今度は緩やかなこういうスペースもあるよというようなことであれば、一步前進するんやないかというようなつもりで、私は賛成ということを言ったまでです。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○高橋

これも私が前回お話しした内容とダブるかもしれないんですけども、基本的には河川管理者がこういう構築物をつくる立場ではないのではないかと思います。今、ご説明いただいた中にいろいろ疑問なこともあるんですけども、大分説明の内容が進化はしてきているとは思いますが、今後の方向性というところで年に3回、1日か2日ということが書いてありますけれども、これで本当にその下に書いてある情報発信ができるのかどうか。本当に微妙というか、問題があるのではないかなという気がします。

それと、鴨川らしいパフォーマンスを考えるとということが記載してありますけれども、鴨川らしいパフォーマンス、言葉はそうやなというふうに思いますけれども、じゃ、実際どんなのということを考えたら、鴨川らしいパフォーマンスって答えはあるのかなのか。1回目のテーマ、鴨川と文化と芸術、テーマがこれで鴨川と文化と芸術で誰がパフォーマンスに応募をするのか。具体的な中身が見えない。言葉上はきれいに聞こえるんですけども、具体的な中身が見えないことが非常に多い。

それから、参考の歌舞伎発祥の地、発祥四百年記念イベントという写真が載っていますが、こういう構築物をつくると、これはたまたま鴨川の対岸で人がとまってもあん

まり問題ないようなところを写真に撮っていますけれども、実際、今計画されている舞台で、この舞台に照明をつけてバックもつけられるようにして、音量を出して、そういうことをすると、三条大橋というのは非常に交通量も多いし、人の通りも多い。三条大橋の歩道の上で人がとまって鴨川の下をのぞくようになればどうなるか。そういういろんな問題を含んでいると思います。

それぞれに書いてある言葉ではよく聞こえるんですけども、今、1例申し上げましたように、鴨川と地域、これでどんなパフォーマンスがこの舞台の上でできるのでしょうか。私にはイメージできません。鴨川とパフォーマンス、これで一体どんなことができるのか。どういうテーマに沿ったパフォーマンスをどういうイメージになるのか。皆さんご想像できますでしょうか。鴨川と芸術・文化、これでどんなパフォーマンス、舞台の上でパフォーマンスがイメージできますか。私にはちょっとできません。

おまけに、こういう構築物を都市計画課としてつくっていいのかどうか。本当にこれが都市計画なのか。私にはきょうご説明いただいた、今、一部のお話をしましたけれども、非常に疑問があります。参考資料についている屏風絵については、なぜこういうものが出てきているのかわかりませんが、古い時代の屏風絵を持ち出して何が参考になるのか。現在において何が参考になるのかもよくわからない。非常に問題が多い計画であると思います。

さらに、繰り返しますけれども、都市計画として本当にこれが都市計画なのか。そんなふうな気がします。もう一度、こういう計画についてはお考え直しいただきたいというのが私の考えです。感想でございます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○川嶋

私は鴨川ふれあい空間をつくるということに関して賛成の意見です。鴨川には歴史的に芸能文化の発祥地と言われるところもあって、それもすごく昔のことで大切なことだと思うんですけども、今の現代のことを考えたときに、やはりパフォーマンスをしている人がいたり、このまちという場所には若い人たちがたくさんいたりする中で、そういう昔の歴史というところにプラスアルファで、何か新しい意味をつけ加えた鴨川の魅力の発信をしていくことというのも、まちづくりという観点ではありなのかなと考えています。

確かに河川課が鴨川ふれあい空間というものを創出することに関して、府とかがそうい

うことをするのは検討する必要があるかもしれないんですけども、実際に例えばこういうことを考える団体があったりとか、例えば府がどこかのイベント会社などに頼むというか、提携をする形としての創出の仕方というのもできるのではないかと考えます。

こういうにぎわいの創出についての前例がないということだと思んですけども、実際に前例のないことを、だったらしないということよりは、いろんなことを考える必要があるんですけど、前例がないことをすることによって、逆に話題性とか魅力にもつながるのではないかと考えるので、正直なところ、前向きに検討してみたいかと思えます。

例えば最近ではツイッターとかフェイスブックというSNSとかが若い人の中では主流になってきているので、こういった場の創出をすることによって、魅力とか発信の意味があるのかということが意見の中にあっただんですけど、鴨川という場所を知ってもらうとかということに関しては、前向きに捉えられるところもあるのではないかと考えます。

さらに、鴨川では納涼祭とか京の七夕という催しも実際に行われている状況があって、その状況をよしと捉えているのであれば、こういった場の創出を定期的に行わなくても、例えば年に3回じゃなくても1回とかでもやってみてもいいのではないかと、正直なところ考えます。

最後に、パフォーマンスをしている人に関してなんですけども、例えばルールやマナーを守らないとか、そういった人が多いというご意見があっただんですけども、中にはちゃんと守っている人とか、ある程度考えてやっている人もいますし、パフォーマンスをしている人だからルールやマナーを守っていないということにもつながらないと思えますし、実際に鴨川を利用している人とかで、例えばごみをそこに置きっ放しにしている人とか、夜遅くに騒いでいる人とかというのも、パフォーマンスをしている人だからそういうことをしているのではなく、普通に利用している人もそういうことをしている人がいると思うので、つまりパフォーマンスをしている人だけでなく、利用している人全体に啓発をかける必要というのがあるのではないかと考えます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。いかがでしょうか。大分意見が分かれて……。はい、どうぞ。

○飯塚

簡単に、1点だけなんですけど、仮設ステージをイベントする際に、もし実施する際の仮

設ステージの場所なんですけれども、それが一番気になる場所でありまして、先ほど高橋委員もおっしゃっていましたが、例えば実際、三条小橋のところに設置すると、余りにも三条大橋に通行者があふれるんじゃないかなという危険性をすごい感じておりまして。というのは、ステージでパフォーマンスをするということは、その場でとまらなければならないので、安全面が非常に心配なところなんです。

そういう意味では、私自身はこのときには京都にいませんでしたが、むしろ杉江委員や久保委員のほうがお詳しいかと思うんですけれども、参考資料の平成14年のフェスティバルの写真を見ますと、橋と橋の間ぐらいのところではステージを設置していて、さらに右岸側から左岸側を臨む、まさにこういった絵の場所のほうがいいのではないかと考えます。また、川床の利用者の方もそういったステージを見ることができますので、場所が一番問題なんじゃないかなと感じております。もし実施する場合は、

○金田座長

ありがとうございます。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○村島

先ほどから皆様のご意見をお聞きしていますけれども、賛成なり反対なりということなんですけれども、この鴨川ふれあい空間の目的といいますか、皆さんそれぞれのイメージで物事を考えておられるから、話が合わないんじゃないかというふうに思うんですね。

要は、ふれあい空間というものの着地点というのを、もっとはっきりさせないと、これを進めていく考えが、それぞれの皆さんの視点で考えておられるから、意見が両方出てくるのは当たり前だなというふうに、私は先ほどから感じているんですね。

これを読んでいましたら、路上ライブ的な方々を対象にしているのか、学生が鴨川でやっているようなことが対象なのか。もう少し発展していくところ、イベント会社に頼んでもっと大がかりなことをしてしまうのか。それによっても全然方向性が変わってくるというふうに思うんですね。

説明を聞いていましたら、路上ライブ的な学生対象のような感じなんですけれども、ずっと読んでいくと、だんだん大きくなっていて、何かイベント会社に頼まないといけないようなことに、この説明が終わってしまっていますから、それぞれの皆様のご意見というのが最終的にはまとまっていけないんじゃないかと思うんです。

この議題の最終目的というか、どういうことがやりたいんだということを、もうちょっと明確に出されたほうが意見としてまとまるんじゃないかというふうに私は思います。た

だ、今のこの段階でどうですかと言われたら、私はこれは反対です。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○久保

さっき杉江委員がおっしゃられた部分にもあると思うんですけども、これは本当に市民を見て論じている状況だけで、現実には事が起こっていないわけですね。確かに河川管理者である京都府がこのようなステージをつくってどうかといったら、うん、おかしいかなという気持ちになる人は結構おられると思うんですけども、ただ、あくまでも京都府民、市民の中で、どういう感覚を持たれているのかというのは、何がしそういうことはやってみないとわからないんじゃないのかなと。

だから、さっき杉江委員がおっしゃられた、これは、こういうふうにするよりも、こういうふうにやってみて、市民、府民の反応はどうなのか。市民、府民がこんなにかしいでと言わはるのか、ええやないかと言わはるのか。そのあたりを見るためのテスト的な考え方で年に数回やるというご意見ですよ。だから、やらないで論じていても、事は前へ進まないと思います。

正直言いまして、私は床の組合の理事長として、組合員の大半はやめてほしいと言っています。さっき田中委員がおっしゃられたように、歌舞音曲は一切禁止しておりますから、行政がやるならわしにやらせてくれやと、これは床の組合の中でいえば、考えがおかしい。昔ながらのずっと伝統文化を継承している床やから、そういうことはできないのが当たり前なんですよ。行政がやったから、じゃ、俺らもやらしてくれ。これは犯罪を犯したやつがぎょうさんおるから、俺もやらしてくれと同じ意見ですね。床の組合の中でですよ。だから、こんな論外ですから、組合としては押さえます。だけど、それが一般の方々の中でどういうふうな感じに評価されるかなというのは、これはやってみないとわからないんじゃないかなと思いますから、そのあたりもちょっと含んでいただければなというふうに思うんですけどもね。やってみてから決めても、別にこれは常にやるように進むかどうかは限らないわけですから。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○竹門

私は何が何でも反対とは申しませんが、もしこれを年に3回なりやってみようということになった場合、事業主体は誰になるんですか。先ほど私が申しましたように、許可という立場を貫くのであれば、その事業をやる人が責任を持ってやってくださいというスタンスがありだと思えますけれども、今の提案のあり方だと、事業そのものも府が主体的にされるようなイメージで描かれているわけですが、その部分を明確にさせていただきたいと思います。

○星野（京都府建設交通部都市計画課公園緑地担当課長）

今、提案している内容につきましては、京都府の公園管理者として提案してやっていると考えております。河川管理ではないです。

○東川（京都府建設交通部長）

建設交通部長の東川でございます。

事業主体は府と考えていただければいいのではないかと考えています。皆さんから、仮に賛成だという人においても、なぜ河川管理者がこんなことをやるのかというところに疑問をお持ちのところがあるので、少しだけ説明をさせていただきますと、河川管理というのは、河川を管理し、人の命を預かっていくことが一番の目的なので、それ以外のことをやって、河川管理に少しでも影響があるのではないかというようなことについては、規制は嫌だ嫌だと言われ続けながら、全国、直轄も含めて河川管理をやってきたところではございますが、そう言いながらも、やはり河川というのはそれ以外の機能があって、ほかのものにも使われるということがあって、まさにどういう使い方、管理のところは治水安全上は我々行政の専門分野ですので、皆さんがこうしてくれ、ああしてくれと言っても、譲れないところはあるんですけれども、使い方のところで、どこまでどんなふうにして河川を、世界に名だたる鴨川はよくしていくかということを考えていただくために、この府民会議というのを設置し、前向きな意見をいただけないかということで今まで議論してきたというのが河川管理者の立場でございます。

そういった意味でも、むしろ賛成、反対ということよりは、府が一度やってみて、皆さんどうなるかということを知りたいというのが趣旨でございますけれども、むしろこういうことをやったらどうか。あるいは、将来、もしかしたら、こういう文化が生まれるんじゃないかみたいな提案がこの場で起きると、非常にありがたかったんですが、そこについてもまだ我々は今持ち得ないということで、もしかしたら、昔、歌舞伎が起きたよう

に、そういうことにはならないかもしれないですが、ある大学の先生が非常に私は賛成だと、しかしながら、これが果たして本当に世界に名だたる文化みたいなものになるんだろうかというところは、まだ今のところはそこまでなるかどうか分からないと言っているんですけども、ぜひここで、議論していただいて、こういうふうに規制し、こういうことを舞台でやっていけば、世界に名だたる文化ができるんじゃないかというのを議論していただければ、一番本来ありがたかったんですけども、一度やってみて、何かだめなもの、規制的なものもお聞きしながら、だめなところはだめ、むしろこういうことがいいんだなと言ったら、そういうところに特化して進めていくというようなこともあるのかなと行政としては考えているところでございます。

以上でございます。河川管理者の立場はそういう立場でございます。よろしくお願いたします。

○金田座長

はい、どうぞ。

○川崎

今のご意見についても、文化というのはどういうものかというのを基本的に考えていかなければいけない。京都の文化ということですね。それを本当に真剣に議論するとすると、先ほどの近世の資料なんかもあります、過去、時代ごとに文化というのはあって、この当ても阿国歌舞伎なんか将来歌舞伎だとかに発展して確実に歌舞伎になるということというのは、誰も予測しなかったわけですね。

文化というのは、大衆芸能からいろんな範囲があると思いますが、基本的に将来確固とした伝統文化に引き継ぐものというのが生まれるとか、固定意識がそこにあって生まれてきたと、最初の萌芽時期はそんなものはほとんどないと思いますね。むしろ、都市というのはそういう文化自身を生むための余裕がある場所をいろいろつくっていく。

先ほど、久保さんが非常に本質的なことを言われたと思うんですけども、やはり納涼床というの、いろんな変遷を繰り返して、こういう商業形式の納涼床から最終的にみそそぎ川の上に治水と合わせて形式としてでき上がってきた経緯もあると。そうやって、人の間に残ってきた、象徴的な文化が残ってきたというようなことです。

それも変遷を経て繰り返してきたものであって、当初からどンドン目的が確固とあってというような、そんな文化は世界を探したってほとんどないんじゃないかと思います。恐らくそういう中で、一番大事なのは、そういうものが風景としてみんなの中でよしとする

か悪いとするかということが、やっぱり一番大事なことだと思いますので、私も久保さんが言われた議論は重要だと思っていて、とりあえずトライしてみて、それが市民の先ほどのアンケートの9割方いいんじゃないかと言っておられる中で、ちゃんとやった後にもこういう結果が出るかどうかということを確認した上で、1つの検証にすると。やっぱり客観的なデータをもとに議論していかないと、個々の主観で議論をしていてもぶれますので、その側面と文化とは何かというものを徹底的に議論するというような必要があると思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○川嶋

2つお伝えしたいことがあって、ちょっと趣旨とはもしかしたら違うかもしれないんですけども、まず1つは、府で鴨川ふれあい空間を管理するという形をとるのがちょっとあれだったら、先ほども少し述べさせていただいたんですけども、例えばイベント会社とか、そういうところにコンペ、公園管理課みたいなところが要綱をつくって、そういうイベント会社とかにコンペとか企画を募るという形で、一番府とマッチするところを選んで、一緒に動かしていくというのもありかなと考えました。

もう一つは、パフォーマンス、これを進める場合として、例えば音楽というパフォーマンスが鴨川と合う部分があるのかということをおっしゃっている方とかもいらっしゃったので、それだったら、パフォーマンスの募集という枠の1つとして、例えば現在のパフォーマンスの音楽とか、そういったものかける伝統芸能という形をとって、例えばセッションみたいな形でコラボレーションするような見せ方をするというのも1つだと考えました。

最近では、テレビとかも取り上げるので、アーティストが違うアーティストの歌を歌うというものも結構はやっていて、そういったところが新鮮であって魅力的であるという、私は捉え方をしたので、そういうセッションみたいな形として、例えばちょっと皆さんがイメージされるようなあれになるかわからないですけど、ギターを弾いている後ろで伝統芸能の舞を踊っているとか、そういう見せ方という点で音楽とコラボレーションすることはできるのではないかと考えました。

もう一つ、鴨川ふれあい空間という場をつくって、アーティストに歌を歌ってもらったりとかする上で、これを1つのイベントとして捉えたときに、エンディングのときに、鴨

川にちなんだ歌というのを作詞作曲みたいなものをした鴨川の歌みたいなものをつくって、最後にアーティストみんなで合唱するだとか、ちょっとそういうのをツイッターとかフェイスブックなどで広報したり、今はユーチューブとかもありますので、そういったもので一緒に歌ってくれる参加者を募ったりすることによって、鴨川をみんなで盛り上げていこうという、盛り上げるとか、まず、鴨川という場所が京都にあるんだというのを知っている人は知っていると思うんですけど、認知をしてもらって、認知したところで関心がなかったら意味がないので、こういうパフォーマンスとかいう場を設けて関心を寄せて、みんなで一体感になるということは、鴨川ってどういうところやろうというのを調べる人が出てくるかもしれない。そういうところにかけるとすれば、歌というのをみんなで1つ鴨川の歌というのをつくって合唱するとか、そういうパフォーマンスの見せ方というものもあると思います。

以上です。

○金田座長

金剛さん、どうぞ。

○金剛

皆さんのお話を伺っていてちょっと感じたことなんですけれども、現在の鴨川というのを考えますと、やはり京都の文化の象徴といいますか、ここから文化が生まれて、皆さんいろいろお話が最近も出ておりますが、鴨川自体が1つの文化なのではないかなという感じで聞いておりまして、京都の私どもの心の憩いの場所であると同時に、国の内外の方から鴨川は本当にすばらしい、あれは本当に京都の日本の文化ですねという声を本当によく耳にしますので、やはり鴨川自体が文化なんだなとすごく感じて聞いております。

ですので、鴨川の美しい景観ですとか、そういう眺めから、またいろんな日本の絵が生まれたり音楽が生まれたり、それが1つの発祥のもととなる。ですから、鴨川で何かこういうことがもし実現がされるとすれば、本当にこういう景観の美しさが際立つというか、このすばらしい文化プラス何を、余りそぐわないというより、やはりこの鴨川の美しさがなお一層引き立つような、そういったものをしていただきたいなと思います。やはり、これは市民の皆さんの声というのは大事ですので、どんなものがいいとか、そういうのは皆さんのアンケートをとられるとか、広く市民、府民の声を聞いて、鴨川自体の美しさをなお一層引き立てるような、そういうイベントになるといいなと思います。

きのう京都市芸大の方とお話する機会があつてお聞きしましたら、音楽の分野で今、

日本じゅうのオーケストラで活躍されている音楽家の日本全体の1割が京都市芸大の卒業の方というのをちょっと聞きました。そんなすごい割合で京都の音楽もやっぱりすごいなと実感しまして、いろんな分野で京都の文化というのは大事で、今も活躍している方がいらっしゃるのだなと実感しました。それにプラスになるようなことをぜひ考えていただきたいなと思います。

それと同時に、参考資料の写真を見せていただいて、平成14年ですか、鴨川でこういうのをされるときは、やっぱり川の大きな水の流れますので、事故とかすぐそういうことを考えてしまうんですけど、そういう事故があったら何をやっても台なしになりますので、こういう面もすごく配慮をぜひしていただきたいなということを感じました。

以上です。感想のようなことで申しわけないです。

○金田座長

いえ、ありがとうございます。

○竹門

私は反対意見を述べてきていたんですけども、もしどうしてもやるということでしたら、やるという立場で意見を述べさせてください。

このナンバー8の図を見ていただいたらわかるんですが、鴨川にとって意味のあるのは、鴨川と触れてこそだと思えます。もし下のようなフェスティバルをやるのであれば、河川敷と触れているだけで、鴨川と全然触れていませんよ。ですから、ステージは実際に河川敷、河原につくってほしいですね。四条の下でしたら、今、イベントできるような河原がありますので、水に触れて、鴨川と一体的なイベントを目指していただきたい。そうすることによって、今、我々が大事に思っている鴨川の真の姿に少しでも皆さん近づくことになると思います。

○金田座長

ありがとうございます。いろんな意見をいただいているんですが、非常に意見の幅が広がっております。ご意見をまだおっしゃっていただいていない方がいると思いますが、何か。

はい、どうぞ。

○野口

鴨川に歌舞伎が向いているか向いてないかとか、パフォーマンスの是非とか、これは議論が尽きることないと思えますね。ただ、私自身は、皆さんおっしゃっていることと逆

のこともわかりませんが、行政の方が河川をこのように利用したらどうかという提案をしていただいたということは、非常に画期的なことじゃないかと思います。京都らしいといえば京都らしいことのようにも思います。細々とした意見はございませんが、基本的には一遍やってみたらどうかという意見でございます。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。まだご意見を賜っていない方が多いと思いますが、どなたかご意見ございませんでしょうか。

○松井（恒）

数日前ですけれども、京都新聞に河川敷に対しての意見が載っていましたが、市民の方です。見方としてはおもしろい問題で、東海道の終着が三条大橋だと。東海道からずっと考えて、終着の三条大橋に来たときに、そういうパフォーマンスの舞台とかがあればぶち壊しだと、やめてほしいという意見が載っていましたが、景観から考えても、先ほど金剛さんがおっしゃられていたように、鴨川自体が文化の象徴みたいなものですから、その周りにもいろんな文化がありますから、わざわざしなくてもいいと。新聞に載せておられる方と同じように、東海道をずっと歩いてこられて、三条大橋に着いたときにがちがちしているよりは、そのもの自体が残っているほうがいいんじゃないかと思います。

○金田座長

ありがとうございます。まだご発言。はい、どうぞ。

○土屋

土屋ですが、特に意見というのは、自分自身がまとまっていはいないんです。もちろんふれあいの場、にぎわいの場があってもいいのかなとも思いますし、鴨川でもってわざわざやらなくても幾らでもスペース的にはあるだろうと思いますし、本当に意図がよくわからない。例えばやる場所が三条大橋と四条大橋の間で行うというのが、本当にそれがふさわしいのであろうとか、もし場所が変われば皆さんの意見も変わるのではないのかなと。

それから、既に既存事業としては七夕というのが、京都府さん、京都市さんでやっていらっしゃるし、京都府はこの鴨川をエリアにして七夕というものを継続されているという、そういうところも背景にあるのかなと思いつつ、果たして、今、鴨川がそういうニーズ、本当にそれが世界の鴨川、いわゆる世界の方々が見る鴨川像なのかなという、もちろん、府民、市民がそこで憩いの場にするということはいいいんですけど、パフォーマン

スをそこでやって、そこに集うというのが本当に鴨川でいいのだろうか。もっと幾らでも場所はあるのかなと、人が集まるような場所は幾らでもあるのかなと。

例えばパフォーマーも、この場所だからするけれども、もっと下流域だったらしないとか、そういったことも出てくるんじゃないのかなと。ならば、この府民会議が始まっていると視察にも行きましたけれども、もっと下流域で随分きれいに整地されているところも、本当に当初から見ると予想がつかないくらいきれいになった公園域もありますので、例えばそういったところで特設にやるのであれば、そういったところでもスペースはとれるんじゃないのかなと、こんなふうに思います。

ちょっと意見としてはまとまらないんですけども、賛成、反対、特別そういった思い入れが私自身はないものですから、皆さんの意見を拝聴しておった次第でございます。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○舟津

私自身もそんなにはっきりした意見がなかったんですけど、もともとは反対意見で、イベントのテーマとかを見ていても、あえて鴨川と文化・芸術とか、テーマをつくってやらなくてもいいんじゃないのかなと思っていたんです。というのも、ステージを立てるのが今の鴨川の雰囲気になのかなという意見で、でも、一度やってみないと、行政と会議の場だけで意見を述べていても仕方がないので、一度やってみたらいいのではないかなという意見です。一度やってみる上で、ステージを立てて、ただやるというだけじゃなくて、芸術とか文化をどう発信していくかということところにも、もっと目を向けてほしいなと思います。

その方法として、先ほどから述べられているように、SNSというのが今の時代すごい発達していて、若者たちにとっては新聞とか広報物という書面で発信されるよりも、フェイスブックであったりとかツイッターというのがやっぱり親しみやすいし、そういうほうがもっと幅広い世代に情報とか文化というのを発信していけると思うので、そういうところにももうちょっと目を向けて力を入れて、もっと効果的なイベントとしてもやってほしいなと思います。

個人的な希望として、ヤフートップのところに掲載されるというのがマスメディアからしたら目標みたいのところになっているという話を聞いたことがあるので、京都府のツイッターとかに掲載されたんだという、そういう目標になるようなツイッターのアカウント

であったり、フェイスブックのアカウントとかにももっとなっていったら情報発信とか、このイベントの限らず、なっていくんじゃないかなと思います。ちょっとまとまっていな

○金田座長

はい、ありがとうございます。

今までのところは、先ほどと一緒になんですが、随分意見のばらつきがありまして、河川管理者がこういうことを実際にやるというのは立場上どうなのかというのが基本的なところでありまして、それに関しては部長のほうから若干のご説明もいただきましたが、依然として残っているのは安全管理上の問題とか、もしやるとしたら、ここが一番適当な場所なのかとか、例えばほかの場所であるとか、親水性を高めるという本来の目的からいったら、もっと別の本当の、本当というのは高水敷じゃない河川敷のことだろうと思うんですが、そういうご意見もありましたし、主催の形式とか内容とか、いろんな形に触れておられました。

したがって、依然として意見はまとまっているとは言えないんですけれども、もしやるのであれば、テストとしてというのが基本的な方向性じゃないかなというふうに受けとめました。いかななものでしょうか。ただし、それにしても、もちろんもっと意見を聞き、安全管理とか場所とかやり方についてのいろんな形式を考えるということが、それにはコメントとしてついていると思いますので、もし無理やりに方向性を見つけるとしたら、本当にテストとして、本当の意見をお聞きするためにやってみるとというのが、ご意見の中では少しその方向に傾いているのかなという気はいたします。

いかななものでしょうか。

○田中

1つだけ。こういう構築物でにぎわいを見せて、いろんな方がその中で交流されるということは大事なことだと思っています。しかし、三条、四条といえ、京都の一番の繁華街で、それでなくても大勢の人が集まってくる場所です。

私が耳にしますことは、そのにぎやかな喧噪なところから、やっとう鴨川へ出てほっとすると。あの空間がすばらしいんだという人の声が大したことだと思っんです。そういう意味では、構築物をつくって、そのにぎわいで文化をつくることも1つの文化ですが、空間文化、景観文化というものも京都の場合は大事にしていきたい。世界歴史都市の川で大阪や東京の川とは違うので、私が僧職の身だからというのではありませんが、この川は

さまざまな信仰を培ってきた川だと思っております。

もう少し川というものに対して畏敬の念を持っていただきたい。必ずしもにぎわいだけが文化じゃない。空間に出てほっとする人々の心も癒される精神的なものを大切にしていいただきたいというのが私の願いでございます。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。今のご議論は私が強引に方向性を探ろうとしたのに対して、さらに考え方の幅を持って臨むようにというご意見だろうと思いますが、ちょっとこれ以上まとめると問題がさらに大きくなりますので、座長の能力を超えてしまいます。ただいまのご意見は大体そんなようなところじゃないかと、この方向を知事がちゃんと受けとめてどう判断されるかという本来の形に意見は戻るとは思いますが、事務局としてはこの意見を正確に伝えて、あるいはもう一度考えていただきたいというふうに思っております。

本日はほかにも議論していただくべきことがございますので、この件はここで中断させていただきたいと思えます。

(2) 鴨川における良好な景観形成について

○金田座長

議事の2番目に入らせていただきます。「鴨川における良好な景観形成について」でございます。

これは特にエアコンの室外機などにつきまして、別途検討を進めていただいているということにかかわるんですが、まず報告をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

河川課の高野と申します。失礼して、座って説明をさせていただきます。

それでは、資料2に基づきまして、鴨川における良好な景観形成についてということでご説明を申し上げます。前回の府民会議以降、学識者の方等によります景観対策懇話会を2回開催していますので、まず、その概要をご報告したいと思います。まず、2回目の懇話会の概要ですけれども、これは昨年の12月20日に開催しておりまして、内容といたしまして、まず、エアコン室外機等のガイドラインの案というものを説明させていただいております。ガイドラインの案の中身といたしましては、鴨川における景観対策、ガイドラインの役割、室外機に格子等を設置する場合の形状等といった内容を説明しております。

主な意見といたしましては、室外機が設置されている場所の条件によって、対応策を選

択できるようにすべきであるというご意見がございまして、京都府といたしましても、そのように考えているところでございます。

それから、事前に設置者の意向等を把握しておく必要があるというご意見がございまして、これは3つのお店等に意見をお聞きしましたところ、いずれも何らかの方法で対策を行っていききたいというご回答がございました。

それから、早期に景観対策を実施したいということであれば、基本的には府が実施、特に植栽等すべきと考えるといったご意見がありましたけれども、これにつきましては、治水上の問題がありますことから、行うとしても部分的なものになると。そういった場合に、措置できる場所とできない場所で不公平感が生まれるといった問題もあるのではないかなといったことで回答しております。

それから、景観対策を実施した者に対して、何らかの助成をすべきと考えるということにつきましては、現在、京都府のほうで補助制度を検討しているところでございます。

それから、室外機の気配を消すことが目的なら、色彩の基準は彩度は必要なくて明度、明るさだけの設定で十分と考えるということで、これにつきましてはガイドラインを修正しているところでございます。

次に、第3回目の懇話会につきましては、一昨日、開催しております。内容につきましては、第2回の懇話会での意見を踏まえまして修正案を説明しております。修正案につきましては、2ページ目以降、鴨川景観対策ガイドライン（案）というのをつけておりますので、ちょっとそちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、中身につきましては、目次に書いてございます1から5の中身になっております。まず、1ですけれども、これは鴨川における景観対策の必要性ということで、条例に基づく納涼床の審査基準に基づいて景観対策が行われていることとか、京都市の市街地景観整備条例においても美観地区に指定されているとか、そういったことで二条から五条間ですけれども、こういった場所につきましては、建築物等のデザインからエアコンの室外機等につきまして良好な景観を阻害しないよう配慮を求められるといった必要性について記述をしております。

それから、2のガイドラインの役割についてですが、鴨川に面して設置されておるエアコンの室外機等は、伝統的な意匠を基調とした納涼床の審査基準と色彩などに不調和があり阻害要因となっていると。そのため、室外機等への景観対策の基準を定め、鴨川の修景を図るといった役割を記述してございます。

裏面にいていただきますと、3として、格子等を設置する場合の形状等ということで、具体的の方策をとる場合にどういった方策がふさわしいかということで、①形状、②素材、③色ということで、その3つの項目について基準を記述しております。

まず、①の形状ですけれども、次の3種類から選択または組み合わせとするということで、格子形状につきましては、縦格子とするということにしております。形状につきましては、ここに書いてございますaからcまでありまして、aは個別の室外機に囲いをするといったものです。bの帯型というのは、複数の室外機について一括して囲いをするものと。cは室外機に直接色塗りをする方法といった3つの方法を示してございます。

なお、2回目の懇話会では、すだれ型というのも、この中に入れておったんですが、これにつきましては、色落ちとか耐久性の問題があることから推奨できないのではないかとということで、すだれ型については除外をしております。

それから、素材につきましては、a、bの格子につきましては木製または金属製、cの色塗りににつきましては、耐久性、耐水性の高い塗料とすると。

それから、色につきましては、次のページに具体的に示させていただいているんですけれども、明度3以下にするということにしております。ただし、括弧書きに書いていますけれども、「木製、自然素材を除く」といいますのは、これにつきましては、素材の色そのままよいということにしております。

1ページ目に戻っていただきまして、そういった説明に対しまして、下のほうなんですけれども、このガイドライン（案）につきましては、ご了解をいただいたところでございます。

それから、まずエアコンの室外機対策を急ぐということで、そちらのほうを優先したわけなんですけれども、室外機対策以外に、今後の鴨川の景観の方向性についてということにつきましても、第3回目の懇話会で若干ご意見をいただきました。

裏面をごらんいただきます。そこでの主な意見ですけれども、まず、ガイドライン案につきましては、色塗りを選択した者が塗装材料を共同購入した上で、ボランティア団体等と共同して実施できるような支援ができないかといったご意見。すだれは、先ほど言いましたように、色落ちとか耐久性の関係で、ガイドラインの推奨する対策から除外したほうがよいという意見がございました。

それから、今後の鴨川景観の方向性についてですが、これにつきましては、川に親しむため、川におりる箇所が少ないと感じる。また、河川公園を音楽や美術等といったイベン

ト活用のしやすさに対しても配慮してほしい。それから、鴨川は大都市の中にあって川に親しむことができる希少な場所であり、子どもを遊ばせたいという場所にしてほしいといったようなご意見がございました。

最後ですけれども、今後、エアコンの室外機対策の進め方といたしましては、これまでの景観懇話会、鴨川府民会議のご意見を踏まえまして、2月の月上旬までにはガイドラインの最終案を作成しまして、公表の上、施行していきたいというふうに考えています。

先ほども申しましたけれども、対策を実施する方に対する補助制度を現在検討中でありますのと、あわせて鴨川条例で、これは15条なんですけれども、「知事は別に定める区域に隣接する土地において、工作物を設置する者に対して良好な景観形成に配慮して工作物の設置をするよう要請することができる」といった規定がありますので、この二条～五条間の区間を条例に基づいて指定をいたしまして、そういった要請もできるようにしていきたいというふうに考えておりました、補助制度と合わせまして、景観対策を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。今のように2月上旬をめどにガイドラインをつくりたいということですので、期間は余りないんですが、ただいまの説明、ご意見、あるいはご質問などありませんでしょうか。

○土屋

土屋です。今、ご説明があった条例の第15条の隣接する土地というのは、どこまでを指すのでしょうか。もちろん南北はわかるんですけども、東西ですね。その中で隣接というのは、要は鴨川に直接面しているという意味なんですか。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

そうですね。イメージといたしましては、二条から五条の右岸の、おっしゃっていたように面しているところをイメージしてございます。

○土屋

例えばビルなんかですと、少し奥まっても鴨川からは見えるわけですね。特に冷房の機械等においても、随分上に好き勝手に、いわゆる屋上あたりに見かけられるわけですけども、もちろんこれは下に置き型のものはこういった格子型で少しカモフラージュするというのは非常にいいと思うんですけども、例えばビルなんかに設置されている、そうい

ったものも対象にされているということでしょうか。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

この地域につきましては、先ほども説明しました京都市の市街地景観整備条例等の美観地区という規制もかかっておりまして、そういうこともありまして、基本的には京都市の景観政策というところなんですけれども、特に鴨川という京都府が管理する場所から、特に河川敷から見える場所について、こういった対策を今回やっていきたいなと思っておりますので、かなり上のほうとか、それについては京都府のほうではそこまでは考えてございません。

○土屋

わかりました。

○金田座長

はい、どうぞ。

○村島

こちらに形状、a、b、c、3つあるんですけれども、費用的にはどれが一番安価になるんですか。

○高野

基本的には色塗りが一番安価ではないかなというふうに考えてございます。

○村島

色塗りですか。これはa、b、cどれか選んでと言っても、皆さん選ぶのは一番安いcになってしまうことになりかねないですよ。見た感じでは、私個人的にはbがいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。景観から見ても統一したほうがいいんじゃないかなと。格子をやられるところがあったり色塗りであったりとか、ばらばらじゃなくて、一体感を出すためにもbの帯型を推奨されて、これをやられたところだけ援助するとか、せこいかもしれませんけれども、何かそれを一番に推されるような形というのは無理なんですか。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

室外機につきましては、いろんな場所に設置されていまして、a、b、cも、例えばaとかbの対策ができるところもあれば、本当に狭くて色塗りしかできないとか、そういった場所もありますので、懇話会でもご意見があったんですけれども、これということを決めつけずに幾つかメニューを用意して選べるようにしたらやりやすいんじゃないかという

ことでご意見もいただきましたので、こちらもできるだけ進めていくという中で、選べるようにしたらどうかというふうに考えています。

○村島

cの場合というのは、故障したり何かしたときに新しい室外機を置かれたら、また色塗りが始まりますよね。そうすると、隣の色と、当然時間がたてばはげるでしょうから、また色がばらばらになってくるというようなことが起こるかなというふうに思ったものですから、できればaかbぐらいで推されたらというのが私の意見でございます。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。

○川崎

懇話会のほうでもちょっと申したかもしれませんが、これは色塗り型のやつでも結構コストは高いと。通常のものに比べると高いということなんですけれども、例えばソーラーパネルなんかですと、京都仕様のようなものをメーカーがやっぱり出してきて、それは京都市の景観の規制とかそういうものに対応するというので、京都だけではなくて全国的な色パターンで、金属系のものから縁の部分を黒くしたものにするというようなものがすぐに開発されて普及していきますので、例えばここも鴨川だけの問題というよりも、もっと京都市全体にこういう部分がかなり適用できる部分が多いと思いますし、住宅なんかでも隣地を気にして室外機を置いていたりするので、こういうカラーパターン、非常に見えにくいカラーパターンを2種類か3種類か開発してもらうようにメーカーに言っていたら、恐らく動くのではないかなというようになちょっと期待もありますので、引き続き、検討よろしく願いいたします。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかにどうでしょう。

○杉江

室外機のことなんですけれども、基本的には室外機自体、白っぽいものですので、クリーム系ですけれども、当然それも色を塗っていただき、外側に今の覆い型のルーバー的なものでカバーされるというように理解しているんですけれども、今回この室外機だけの景観問題に集中されていると思っているんですけれども、それ以外のちょっとはみ出ているとか、いろいろありますよね。そういう問題を今回は全く除外という位置づけなんですか。その点、よろしく。

○金田座長

懇話会のほうでということですね。いかがですか。

○板屋（京都府建設交通部理事）

今回は納涼床のほうがある程度統一されて、4月から統一感を持った環境といたしますか、景観を形成するということがある中で、そのときどうしても通行される方の目線の関係もあって、とにかく違和感のある室外機を目立たないようにしたいという問題意識で、今回、それを取り出して、率先してというか、優先して検討させていただいたところでは。

景観対策懇話会の中では、これからそれ以外の鴨川全体の景観をどうしていくのか。そして、個々に抱えている課題がどういうものがあるのか。そういった部分を少し課題をちゃんと整理して、方向性も含めて検討していきたいというふうに思っておりますので、まず取りかかりとして、今回、室外機を優先してやらせていただいたということでございます。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。先ほどからご意見も2ついただいておりますし、その検討も含めまして、ひとつどうぞよろしく願いいたします。

もし特にご意見がなければ、先に進ませていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

（3）鴨川等における府民協働の推進について

○金田座長

議事の3番目に移ります。「鴨川等における府民協働の推進について」でございます。説明をお願いします。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、資料3に基づきまして、「鴨川等における府民協働の推進について」説明をさせていただきます。府民協働の推進というテーマにつきましては、メンバーの何人かの方からご提案をいただいているところでございます。

まず、テーマの背景といたしまして、1つありますのは、改正河川法の施行ということで、これは昨年の7月に施行されております。これにつきましては、2枚目のカラーの資料の裏面をちょっと見ていただきたいんですけども、横向きの資料で、これは国土交通省の資料でございますけれども、河川法の改正の法律案ということで説明がございまして。

左側が現状、右側が改正内容ということになっております。まず、現状のほうですけれども、川や水に関する活動を行っている民間団体数の増加ということでグラフがありますように、かなり大幅にそういった活動をされている方がふえているということで、活動内容の例といたしましては、ここに写真が載っていますように、水草の除去作業であるとかパトロール、鳥類調査、環境学習といった多種多様な活動をされていると。こうした取り組みが河川の維持管理にも役立ちますけれども、これまで制度上の位置づけがなかったというような状況でありました。

こういったことに対しまして、改正内容、右側のほうですけれども、民間による河川環境の保全等の活動の促進が必要ではないかということで、内容といたしましては、まず、河川管理者が河川協力団体の指定ができるという規定が盛り込まれました。主な業務といたしましては、河川管理者に協力して行う河川工事、河川の維持、情報収集、調査研究、普及啓発等、こういった業務を行う団体を指定できると。指定を受けますと、そういった団体が活動上必要な河川法の許可等の手続の簡素化が図られるということで、例えば工事等の承認であるとか工作物の新設の許可等について簡素化が図られるといったような、そういった法改正がございました。

また、1枚目に戻っていただきたいんですけれども、ところで、鴨川、高野川の現状ですけれども、まず、維持管理につきましては、日常の維持管理は委託業者が実施しているということで、なからぎの道の紅しだれ桜の維持管理につきましては、樹木の寄附者であります京都鴨川ライオンズクラブさんのほうが積極的に参画いただいているといった事例はございますけれども、基本的には委託業者で実施しているということです。

それから、2番目の河川美化活動、啓発、清掃活動等ですけれども、これも「鴨川を美しくする会」さんを初め、環境美化団体、学生さん等によります各種啓発活動とか清掃活動が自主的な活動として行われているところでありまして、京都府では収集ごみの運搬処理等について支援をしているといった状況にございます。

3番目といたしまして、自然環境保全活動ということで、環境学習、自然観察会等ということで、例えば日本野鳥の会さんを初めといたします環境保護団体によります探鳥会であるとか自然観察会が実施されているという状況にございます。

こういった状況を踏まえて、課題なり方向性についてなんですけれども、まず1番目の維持管理につきましては、現在、行政主体で行っておりますけれども、今後はもっと地域住民が参画しやすいような仕組みといったものを導入することも検討していくことが必要

ではないかなというふうに考えております。

それから、②番目と③番目につきましては、現在、幅広い区域でさまざまな団体さんによります活動が行われていますけれども、鴨川をより府民に親しまれるものとなりますよう、府民協働の推進という理念のもとに、より幅広い層の参加が求められるのではないかなと。そういったことで、そのために各団体のネットワーク、情報共有の強化、活動支援の強化といったことを検討する必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

参考といたしまして、府内の事例ということで3つほど上げておりますけれども、他の地域でそういった協働事業ということで取り組まれていまして、仕組みとしましては、事業への参加というところでは京都府と地元の市町、参加団体による協定なんかで取り組んでいると。支援の内容といたしましては、清掃業務の対応とかボランティア保険への加入、地元の市町による廃棄物の処分、京都府のホームページでの活動紹介、登録された団体の交流会の開催、現地で活動を紹介する看板設置をしたりとかいったような支援をしてございます。

こういった取り組みを大都市であります鴨川で実施するのは、いろいろと課題も多かろうと思っておりますけれども、先ほども申しましたこういった法改正もあるという背景の中で、鴨川においても府民協働の推進というものにつきまして、今後検討していったらどうかということ、皆様の幅広いご意見をいただければということで提案をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

○金田座長

河川管理に関する河川法が改められて改正されたので、それに伴って河川協力団体というものを設定することができるようになったと。それをきっかけとして、それも含めて府民協働の方策を探っていきたいということの方向性を考えておられるわけですが、何かご意見がございませんか。

○高橋

大変いいことだと思うんですが、水について少し知っていることをお話しますと、地球は水の惑星といわれるように、97.5%が水ですが、ほとんどが海水で実際に真水は2.5%、しかもその中でたしか0.08%しか人間が使える水がないと。

我々、京都に住んでいる人間として、鴨川が非常に身近にあって、当たり前のような存在のように見えるんですが、世界の中では水資源は既に戦略資源といわれているよ

うな位置づけになっておりますので、もう少し川を大事にする、水を大事にするという大きな背景もこの中に盛り込んでいただいて、そういう啓蒙を始めていただいたほうが、今、私なんかも当たり前というふうにも思っているんですけども、ちょっと水のことを見ると、例えばアメリカとメキシコでリオ・グランデ川で水の争奪戦の戦争が起こっているとか、中国がチベットへ水源を自国のものにしようとしているとか、いろんな問題が起こっている。そういう問題が起こっているような危機意識を持って、もっと水を大事に、鴨川を大事にというふうな背景を少し入れていただければ、もう少し重みといいますか、単なるきれいしましょう、掃除しましょうじゃなくて、もっと根本的に水を考えていく1つのきっかけにするというふうにしていただければありがたいかなというふうに思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○竹門

漁業協同組合の立場から、この推進については大変好ましいことであるというふうに評価したいと思います。漁業協同組合の主要な関心事は、釣り人が川で漁ができる環境を守っていくというところにございますが、結果的に河川的环境についての公益性というのは、我々も発揮してきているというふうに自負しております。

しかし、一方で、現在、鴨川の自然に関していったら、必ずしも人々が川が美しいとか自然が豊かと言いつつも、川の中で本当に生き物となれ親しんでいる行為が昔ほど行われているかという、必ずしもそうじゃない側面もございますので、その意味では、こういった活動を通じて、もう一度府民が鴨川の水の中に親しみ、そういった機会がふえることを期待したいと思いますし、賀茂川漁業協同組合もこの活動に少しでもタイアップしたお手伝いができるればいいなと思いますので、ぜひお声をいただければありがたいです。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

まずは杉江さん、どうぞ。

○杉江

この府民協働の推進について、いわゆる河川法の施行が改正されたということで、河川管理者は、河川管理に協力する法人または団体、NPO等を河川協力団体として指定できると同時に、河川協力団体の活動上必要な河川法の許認可の簡素化ということをやっていますけど、これは既にそういうようなマニュアルはでき上がっている状態なんですか。

○板屋（京都府建設交通部理事）

具体的な対応については、これを受けて、これから整理することになると思います。

○杉江

手前どものほうの会では、さまざまな活動をしておるんですけども、毎回、占用使用許可等、手続にかなりの量の書類を提出することになっておりますので、結構前向きな改正かなと思って期待しております。

以上です。

○金田

野口さん、どうぞ。

○野口

実際、具体的にどのような働きかけをされるのかとか、そういうこともまだお考えはないのでしょうか。

○板屋（京都府建設交通部理事）

今回このような改正を受けて、こういった取り組みをこれから浸透させていきたいというふうに考えておまして、まだ具体的にやり方、あるいはこういう周知の仕方という部分については、これから整理、対応させていただきたいというふうに思っております。

○杉江

それはどうなんですか。自治体が管理する河川はそれぞれ違いますよね。例えば、鴨川の場合は、鴨川においての手続上での簡素化ですか。それか、京都府の管理している河川全域とか、河川によってまちまちという解釈でいいんですか。

○板屋（京都府建設交通部理事）

基本的にはそういう簡素化の手続は、やはり公平というか平等にという観点がございますので、一定の府内のルールになるというふうに考えております。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○村島

こういった活動というのは非常にいいことだと思いますし、各種団体がいろいろ皆さん活動しておられると思うんですね。今回、これを機会に1つの拠点づくりを考えられたらどうかと思うんですね。この拠点は、それぞれの各種団体が自由に使えて、そこに行けば何でも見れるとか何でも情報を得られるとか、一般の方もそこに自由に出入りできて、

同時に川の勉強もできると。子供たちもそこに来て、いろんなことが学習できるというよ
うな、それができれば鴨川の隣接したところ、川のすぐ隣とか、そういったところに拠点
をつかって、1つまとめていかれるようなものがないんじゃないかなというふうに思うん
ですね。

1つの提案なんです、北山橋のところにあります土木事務所がございまして。ああい
った鴨川のすぐ横にあると、比較的行きやすいんじゃないかなというふうに思うんですけ
れども。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほかに何か。

ただいまご意見をいただきまして、ご提案もいただきました。具体的に拠点づくりとい
うご提案もありましたし、方向性としては大変結構なことだと、いずれの方もそういうご
意見だと思うんです。

1つ注意していただきたいというか、もう一つのご意見は、法改正が具体的なきっかけ
ではあるけれども、単にそこからスタートするんじゃなくて、河川の大原則というか、大
もとからこの機会に考えていただきたい。あるいは、それも周知していただきたいという
趣旨のご発言もありましたので、それを含めてお考えいただけたらと思います。

ちょっと先を急ぐようで恐縮ですが、最初の議事に時間をとりましたので、先に進ませ
ていただいてよろしいでしょうか。それとも、もう開始して2時間近くとなっておりますの
で、ちょっと休憩をとらせていただきましょうか。

それでは、私の時計が正しいかどうか怪しいんですが、今24分ぐらいなんです、6分
ほど休憩をとらせていただいて、半に再開させていただくということにさせていただき
たいと思います。よろしくお願いします。

[午後 3時24分 休憩]

[午後 3時30分 再開]

(4) 鴨川等における迷惑行為への対応について

○金田座長

まだお戻りでない方もございますが、時間が押し迫っておりますので、再開させてい
だきたいと思います。

それでは、議事の4番目に入らせていただきます。「鴨川等における迷惑行為への対応
について」でございます。説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、資料4に基づきまして、「鴨川等における迷惑行為への対応について」ということで説明をさせていただきます。

まず、この議題の背景といたしまして、鴨川の河川敷の利用者の増加、利用形態の多様化といったことがあります。鴨川、高野川につきましては、計画的に公共空間整備を進めておりますけれども、そういった中で、今後、河川敷の利用者のさらなる増加と利用形態の多様化が見込まれておりまして、快適な利用の確保を図ることが重要となってきてございます。

京都府鴨川条例におきます迷惑行為等に係る規定ですけれども、「基本理念」、「府の責務」、「鴨川等の利用者の責務」、この第5条につきましては、具体的には「他の利用者の快適な利用及び近隣の住民の平穏な生活を阻害することがないように努める」といった規定でございますけれども、こういった規定で基本的な考えを示しますとともに、特に具体的な規制が必要と認められる事項につきましては、条例の第4章で禁止行為、具体的には自動車等の乗り入れ、自転車等の放置、打ち上げ花火、落書き、バーベキュー等の禁止、そういったものを規定しまして規制をしているところでございます。

そういった行為につきましては、啓発活動や巡視活動等によりまして、条例施行後は下の表に書いていますように、指導件数は大幅に減少するなど、成果を上げてきているのではないかなというふうに考えてございます。

一方、こういった条例に基づく禁止行為以外の迷惑行為につきましては、一番下の表に書いておりますように、土木事務所等への主な苦情ということで、例えば自転車の危険走行、犬のノーリード散歩、鳥等への餌やり、ゴルフ、スケートボード・バスケットボール等、こういった事項につきまして苦情等が寄せられていると。これに対します対応状況につきましては、右のほうに書いていますように、特に利用者の多い場所に注意看板を設置したり巡回指導をしたりといったことで対応をしておりますけれども、こういった条例の禁止行為以外のいわゆる迷惑行為につきましては、すぐに規制をかけるというよりも、まずは一定のルールやマナーが守られるように啓発をしっかりしていくことが必要ではないかなというふうに考えております。

ただ、そういった場合、課題といたしまして、先ほども申しましたように、利用形態の多様化、例えば散歩、散策、ジョギング、自転車、各種サークル活動等、いろんな利用をされていますので、そういったところへ、どういう対象者にどのような啓発、指導が効果

的かといったことを検討して、効果の高いきめ細かな対応が必要ではないかなというふうに考えております。また、こういった行為につきまして、啓発看板等も設置しているわけですが、そういったものにつきましては、やはり景観への配慮といったことも重要になってきているというふうに考えております。

このように、条例では規制されない迷惑行為につきましては、対応に非常に苦慮しているところではございますが、啓発の方法等につきまして、皆様の忌憚のないご意見等、お伺いできればというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○金田座長

ありがとうございます。迷惑行為の防止につきましては、一定の成果は上がっているけれども、また、周知、啓発の方向に工夫が必要であろうというお話だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。何かこういうのがいいというご提案やサジェスションなどがございましたら、ぜひお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○久保

この下段のほうに啓発の必要な迷惑行為にということで、自転車の危険走行、犬のノーリード等々、5項目書かれているんですけども、この巡回指導、注意看板の設置というのは単体で自転車の危険走行はしないでくださいみたいな感じのものだけを書いて、そこに設置をしているのか。この注意看板と書かれているものについて、まとめて項目を書いているのか。そのあたりのところをちょっと聞かせていただきたいんですけども。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

注意看板につきましては、そういった行為が特にあるような場所ということで、単体で、それぞれで設置しているという状況です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○久保

これはいずれもそんなに大したことない雰囲気に見えて、これは大した迷惑行為なのでね。自転車の危険走行、ノーリード散歩、それぞれやっぱりその場所場所というよりも、設置看板に掲載されているのであれば、こういう迷惑行為があるんやったら、そこに全部書き込んで、まず利用者に周知徹底していただくということが必要なのと違うかなと思うんです。だから、巡回指導がどれぐらいの頻度で行かれているか。どういうわけか一番上

の自転車の危険走行だけは巡回指導がないと。立て看板だけになっていますよね。これはいずれも注意看板を設置して、そこにまとめて書かれて、巡回指導もしていくようにされたほうが周知徹底できると思うんですけれどもね。結構、そういうのを読んでいるという方はあると思うので、1個ずつ書かれていたら、それだけ数はふえますからね。その辺のところを強調されたらどうかなと思うんですけれども。

○金田座長

ありがとうございます。ほかに何か。はい、どうぞ。

○村島

ここに書いてある分じゃなくて、幾つかの橋の下で路上生活をしておられる方がありますよね。どこの橋か私もうろ覚えなんですけど、もう寝ておられる方があるんですけれども、これは何か規制の対象になっていないんですか。

○木寺（京都府京都土木事務所管理室長）

京都土木事務所管理室長の木寺のほうからお答えいたします。橋の下で生活をされている方、現在でも約二十数名おられまして、一番のピーク時は百数十名、それが現在のところ26名まで減っています。具体には、一番上流でいいますと賀茂大橋（右岸）の下とか丸太町橋（右岸）の下とか荒神橋の下に現在数カ所に、大分減ってはいますけれども、これを放置しておりますと小屋を建てて住んでしまう、河川法でいう不法占拠、不法占用に当たります。ただ、民生上の配慮というものを最優先にせざるを得ない。つまり、追い出すだけが行政の施策ではないと考えています。再度、戻ってこられない施策とあわせて対応すべしということで、年3回の訪問をした上で、私どもは生活保護部局への引き継ぎといった部分もあわせてやっています。

ここ数年で26人まで激減したというのも、そういった面もありますし、鴨川の整備、ジョギングロードの整備等が、すぐ直近において施行されるので、福祉の政策を使ってもらえませんかといった具体的な提案をして動いていただいているのが実態でして、強制排除はできない、しないというスタンスで今のところ臨んでいます。

○金田座長

ということですが、ほかに。はい、どうぞ。

○松井（恒）

バーベキューとか打ち上げ花火というのはかなり成果が上がっていると、評価できると思います。特にバーベキューというのは91件から14件と激減しています。これは将来的に

はなくなるんじゃないかと期待できる数値だと思います。ただ、自転車の危険走行という面に関しては、京都では川によっては自転車のロードがずっとつながっていたりして、どこでも自転車は走れるんだという考えの方もおられると思うので、もう少し明確的に自転車の危険走行はだめだということにされたほうがいいと思いますし、実際歩いていると、四条あたり三条あたりでは警察の方が出て注意を呼びかけられていますよね。多分、四条の交番の方だと思いますけれども、走ったらいかんといわゆる注意を警官の方がそういうことをされています。

ですから、それはいいと思うんですけども、巡回指導に当たっては土木事務所の方が軽の自動車で巡回指導をされている場所がありますけれども、その横で、見えないところで鳥の餌やりをしたり、やってはいけない行為をされている方もおられます。ですから、軽自動車で単に回るだけじゃなくて、途中でとまって、ある一定区間は歩いて指導するというのも必要んじゃないかと思います。見えない部分があるようには思います。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

○中村

京都府の依頼でヌートリアの調査をしております。鴨川の上賀茂橋から五条までの間を週に1回、車で巡視しています。昨年の7月からやっているんですが、最近は赤いパジェロが来たと言って、餌を持った男性が餌を隠してしまったり、足早に逃げていたり、そのようなことを繰り返しています。また、ヌートリアだけではなく、ハト、カモ、トビ等の餌づけか多くなっています。餌付け人に話すと、”私は鳥にやっていない、ヌートリアにやっているんや” ”きょうはヌートリアと違う、カモにやっているんや” など、適当にからかわれている感じがします。パトロールがかなり浸透してきたせいもあって、「餌やりはダメだということはわかっています」という方々が増えてきてはいますが、餌づけという行為がそもそも悪意のある行為ではありませんし、罰則が付いている訳でもありませんから完全に無くすことは困難だと思います。餌を与えている人に対して餌付行為が及ぼす影響（被害）についても具体的に説明しています。すると、そういうことですかというふうに言ってくれます。増えすぎたドバトが近くのマンションの室外機の上もしくは下で繁殖します。ハトの糞の中にはウイルスが含まれています。決して自宅でドバトを繁殖させないように促しています。増えすぎたために行政の立場から有害鳥獣捕獲を実施することになり、あなたが与えている餌でふえすぎた野鳥を殺す結果になるんですよ、という

ふうに具体的に説明すると理解して頂けるようです。

トビの場合、私の目の前で女子大学生のハンバーガーをとろうとしていたトビがいました。彼女が横を向いた途端にほっぺたにトビの爪が引っかかって怪我をすることになりました。でも、トビが人を襲ったんじゃないやありません。トビは本来人を襲うような鳥じゃありません。餌付け行為がこのような事故につながるということを、行政でもより積極的に広報して頂けたらと思います。

京都府と連名で日本野鳥の会京都支部が出したチラシを配布していますがなかなか効果が得られないのが現状です。

○金田座長

ありがとうございます。今、承っていて、意見が2つの方向であると思うんですが、1つは既に条例等で禁止されている事項と、今のような野鳥、ヌートリアも含めてでしょうが、餌やりなどのような罰則対象ではないし、明確な意味での禁止事項ではないんだけど、やめてほしいというのがいっぱいあるわけですが、そういった種類のものを一々説明したほうがいいし、説明したらある程度わかっただけの可能性もあるということも教えていただいたわけですが、やはり先ほどの意見にありましたように、禁止の個別の看板だけではなくて、まとめて情報がきちっと伝わるような取りまとめた看板の設置などが望ましいと。これは予算もあるでしょうし、看板の設置自体も難しいと思います。

しかし、一方で、鴨川ギャラリーという橋の下も使っているわけですから、そこは同時にそういうインフォメーションの場になってもいいかもしれませんし、いろんな可能性はあると思うので、そのあたりはまたちょっと取りまとめた看板をつくったりするときには、どういうのがいいのかという原案をつくってみていただいて、いずれ府民会議にもかけていただいたらいかがでしょうか。そしたら、いろんなご意見をお聞きしていただいて、いいものができるかもしれませんので。それを一斉に全部どこにでも設置するというわけにはなかなかいかないでしょうけれども、とにかくそういう準備をして順番に進めないとうしようもならないと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかに何かこの件につきまして、はい、どうぞ。

○田中

巡回指導というのは大変だろうと思いますが、これは定期的にやっておられるんですか。届け出があつてからすぐ行かれるのか、緊急に行かなければならないとかいうこともあるんですか。

○木寺（京都府京都土木事務所管理室長）

引き続き、京都土木事務所のほうからお答えします。

資料4の一番下段にあります枠内、自転車の危険走行から始まりましてバスケットボール等、実は全て巡回指導を行い、プラスの対策内容という意味で書かせていただいております。ゴルフ、スケートボード・バスケットボール、この3点については、ほとんど看板がないということで巡回指導のみという表示をさせていただいております。

当然、私ども土木事務所の巡回指導は公園及び河川巡視の軽トラック（黄色いランプをつけた）車両と、鴨川条例チームといいまして、これは軽自動車に青い色のランプをつけたもの、この2種類が役割分担して回っています。

先ほど意見も出しましたが、鴨川条例チームは、バーベキュー、花火の打ち上げ、こういったものを対象として巡視します。このチームについては委託をしている中身が、先ほど申し上げましたように、バーベキュー、打ち上げ花火にほぼ限定をしておりますので、その方々が下にありますような枠内の事象を目撃されても注意指導をされることが少ないです。それで、そごが生じるのではないかと思います。私どもの軽トラックで黄色いランプをつけたものは毎日巡視をしておりますので、毎日巡視をしている中で、この5つなりの事象に当たれば、必ずとまって注意をしているといった状況です。

○金田座長

ありがとうございます。

○田中

大変なご苦労だと思いますが、川の連続性からいうと、やっぱり上流域から下流域という、距離的にも大変な作業になると思います。先ほどテーマにあった府民協働ということで、こういうところにもできればゾーニング、上流、中流、下流ぐらいにゾーニングを決めて、一般の市民、府民のボランティアみたいな組織も、まさしく府民の協働という体制をつくって、どうなんでしょう、注意ぐらいはできる、あるいは腕章ぐらいはつけて注意ぐらいはできると。そこから先は難しい問題ですから、そういうシステムをつくってもいいのではないかなと。恐らく事務所でやられるのは大変な作業だと思いますので、そういう方面もこれから検討していったほうがいいのではないのでしょうか。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

○川嶋

1つ質問なんですけれども、ゴルフとかスケートボードの苦情に関しても、巡回指導ということなんですけれども、どのような指導をなさっていますか。

○木寺（京都府京都土木事務所管理室長）

では、お答えいたします。ゴルフにつきましては、専ら中高年の方がアイアンの素振りをしていることがあり、付近を散策する方が非常に危険だということで現場から直接携帯で事務所へ通報が来ます。先ほど申し上げました軽トラックに黄色いランプをつけた者が付近にいるか確認をした上で、いれば直行させますし、いなければ私どもが自転車で出向いて注意をするということになります。

この対応は、非常に難しい点がありまして、ゴルフのスイングを迷惑行為として条例上に規定していませんので、結果として、するなどは私どもは言いません。周りを見ながら、注意をしながら行ってくださいと言うことになります。万一事故が起きたらあなたのせいですよということを書いて自制をしていただくというのがゴルフへの対応です。

続きまして、スケートボード・バスケットボールについては、ここに書いてありますように、ほとんどの人が夜間に行われる行為です。しかも夜9時以降、下はコンクリート舗装で上を自由周遊できる部分が鴨川に何箇所かありますけれども、夜間に騒音という、バスケットボールをつく音や、スケートボードのローラーが転がる音、こういったものが非常に苦情として翌日当所に届きます。私どもも現地に出向きますが、当然、バスケットボールをやっている人達はいませんが、スケートボードを行っている子たちは、自分の技術を高めるための道具を現地に置いて帰ります。その道具に張り紙をして、コンタクトをとって、後日、注意指導するといったことを行っています。張り紙につきましては、何日間様子を見るけれども、撤去されない場合は処分しますと、こういった指導をしております。

○川嶋

ありがとうございます。私のほうでちょっと考えた対応策なんですけれども、ゴルフに関してはやったことがないのでわからないんですけれども、例えばバスケットボールに関していうと、例えば河川敷ではそういうことを余りしないほうがいい、もしくは人の迷惑になるということですので、だったらできる場所というのを提示したりとかすることによって、少しそういう場所でやる人を減らすことができるのではないかと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○木寺（京都府京都土木事務所管理室長）

はい。おっしゃるとおりで、南区には京都市が設置されましたスケートボード専用の公園があります。火打形公園といいまして、火打形公園に隣接して、私ども京都府でも公園整備をしているという状況にあります。

今、問題になっておりますのは京都市の北区、西賀茂のスケートボードの場所なので、できたら火打形公園に行ってくれないかと提案もします。でなければ、そういった利用ができるような公園整備を京都市さんに向けて提案をしてみてくださいといったところまでお話しはしています。

○川嶋

ありがとうございます。そういったことをされているということで、でしたら、看板ともし立てるとしても、できる場所というのを提示したりすることによって防ぐこともできるんじゃないかなと考えます。例えばゴルフやバスケットボール・スケートボードをしている人にとっては、そういう場を正直知らない人ももしかしたらいるかもしれないので、そういった面で、できる場所の提示をすることによって回避できるものもあるのではないかと考えます。

以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。何かほかにご意見、どうぞ。

○松井（恒）

夜間ですけれども、コンクリートの舗装地で今ちょっと目立つのはダンスのレッスンをされている方なんですけど、何グループかありますね。恒常的にされているんだと思いますけれども、そういうのも規制というか指導されているんですか。

○木寺（京都府京都土木事務所管理室長）

お答えいたします。多分今おっしゃったのは、大学生が30人から50人規模でよさこいとかそういったものを練習しているチームではないかと思いますが、あるときは昼間に三条の橋の上流、あるときは丸太町、あるときは賀茂大橋、今出川、出町あたりで行っています。こういった場所で点々と場所を変えて練習をされています。これは河川法もしくは条例上でいいますと、彼らは自転車で来てくれますので乗り入れについての違反はありません。一般的に一定規模以上になりますと、一時使用届けなりを出していただくのがベストと思っています。

これまでの苦情の内容としましては、すがすがしい感じで運動してくれているわけなん

ですが、人数が多過ぎ、夜間まで練習しているとの苦情です。9時、10時にまとまって一度に気合いの声をかけられると沿線家庭の方々にはびっくりされるといったことで、利用時間帯を注意してもらえないかというような苦情があります。

反面、主に公園施設としての施設管理者としては、芝地の利用の面からいいますと、芝がはがされるといった被害があり、非常に悩ましいところではあるなど考えています。

○金田座長

ほかはいかがでしょうか。

いろいろと大変ご苦勞でございますけれども、まことに個別対応で大変だと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいというのと、また引き続き、いろんなアイデアをお願ひしたいと思います。

(5) 鴨川四季の日について

○金田座長

急ぎまして恐縮ですが、5番目に入らせていただきます。「鴨川四季の日について」、説明をお願いいたします。

○高野（京都府建設交通部河川課鴨川条例担当課長）

それでは、鴨川四季の日につきまして、かいつまんで説明をさせていただきます。平成26年度の四季の日～春～につきましては、まず、期間としましては4月5日から13日までということで予定しています。発信内容といたしましては、春の鴨川におけるさまざまなイベント等の紹介ということで、主なイベントといたしまして、鴨川茶店、これは2枚目に美しくする会さんからいただいた開催要領をつけておりますけれども、ことしは4月12日土曜日と13日日曜日に「なからぎの道」におきまして予定をされております。そのほか、植物園の桜のライトアップでありますとか、上賀茂神社の曲水の宴等につきまして、情報発信をしたいということで、発信方法につきましてはホームページ、京都府の府民だより等の広報誌、あるいはパネル展示等で紹介をしていきたいというふうに考えております。

それから、資料にはつけてございませんが、四季の日～冬～につきましては、期間が2月16日から2月23日までとなっております。これにつきましては冬の鴨川の風景とか野鳥、冬に行われるイベント等を紹介することとしておりますので、あわせてご紹介をさせていただきます。

それから、最後ですけれども、3枚目に横長の一枚物で、鴨川ギャラリーイメージイラストというものをつけておりますけれども、これにつきましては、情報発信の1つという

ことで、若干説明をさせていただきたいと思います。

鴨川ギャラリーにつきましては、前々回の9月の府民会議におきまして、今年度の整備につきましては丸太町橋の左岸と四条大橋の右岸でそれぞれ時代祭り、祇園祭り等をテーマといたしまして展示を行うということを報告しているところでございます。そのときのご意見も踏まえまして、その後、こちらのほうで詳細な設計を行いまして、今回お示ししております絵図、時代の移り変わりがわかる橋の写真等の展示を行うことで、現在、作業を進めておりますので、ご承知おきを願いたいと思います。

ちょっと具体的に申しますと、丸太町橋の左岸につきましては、まず左の絵ですけれども、これは第1回の時代祭りの様子を描いた絵図ということと写真ですね。それから、右側にいきまして、明治から昭和初期にかけての丸太町橋の移り変わりといった展示、下に参りまして、四条大橋の右岸につきましては、まず左上の絵図につきましては、これは八幡山保存会さんが所蔵しております巡行の様子を描いた屏風図と、下のほうはちょっと小さくて見にくいですが、祇園祭りと四条河原のにぎわいを描きました江戸時代の作品といったようなものを展示したいと考えております。右側は、同じように明治から昭和初期の四条大橋の移り変わりといったものを展示しようと考えています。このような形で、2カ所、設置することといたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

説明は以上です。

○金田座長

何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでも設置して比較的好評であった鴨川ギャラリーに関しまして、これまでのご意見も踏まえて、また検討していただいているということだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

(6) 鴨川府民会議メンバーからの意見発表

○金田座長

それでは、本日の予定時間が来てしまっているんですが、申しわけございませんけれども、6番目です。鴨川府民会議メンバーからの意見発表ということで、お手元に資料がございまして、3人の方からいただいております。ただ、資料6の下に名前がありますが、3番目の松井さんは本日ご欠席でございますので、このペーパーをまたぜひごらんいただきたいと思いますが、本日は川嶋さんと舟津さんの順番に発表をお願いしたいと思います。前回のご発表いただいた方々にもお願いしておりましたが、7分ほどというので窮屈な話で

すが、どうぞよろしく願いいたします。

まず、川嶋さんからお願いします。

○川嶋

川嶋瑛莉です。意見を発表させていただきます。

私は、感覚環境というものを使ったまちづくりの提案についての意見をしたいと思っています。この提案に関しては、私の考えた企画の部分がすごく多いので、実際にできるかどうかというのは、ちょっと難しい点もあると思うんですけども、発想として聞いていただければうれしいなと思います。

感覚環境というのが、最近まちづくりをするのに新しい取り組みとして重要視されている部分もあるみたいなんですけれども、感覚環境というのは、「見る」「味わう」「肌で感じる」「嗅ぐ」「聴く」などがありまして、人は思い出とか記憶というもの、またそういう感覚によって生み出されるものになるのではないかなと考えたので、じゃ、こういったものを鴨川の魅力づくりにかけてみたらどうでしょうということを思いまして、ご提案をさせていただきます。

提案をする背景として、きょうも議論にありましたとおり、鴨川ふれあい空間というような取り組みをしようという試みというのと、京都という場所が芸能文化の発祥地という点があるという前提があります。これは私の考えなんですけれども、鴨川かける何かということで、既存の文化というものも大切にしつつ、新しい魅力の鴨川というご提案ができるのではないかと考えております。それがさらに鴨川の関心とか愛着に結びつくのではないかなと考えたので、ご提案をさせていただきます。

提案をさせていただく前に、一番最後のページにある資料をごらんいただきたいんですけども、資料では、以前も府民会議に出席されている方の中に韓国の清溪川の事例の話とかあったんですけども、韓国の清溪川と神戸の取り組みについて、ちょっとユニークな面というのをお伝えしたいと思います。

図1なんですけれども、これは噴水のライトアップで、ごらんのとおり、噴水が上がっています。噴水の水というのは川の水を利用しているため、循環していますので、環境的にも優しいのかなと思ったので、こういった取り組みがもし京都の鴨川にあったら、ちょっと楽しい空間になるのではないかなと考えました。

次、図2なんですけれども、河川敷に明かりが設けられています。歩きやすくなっていると思うんですけども、対して鴨川に目を向けたときに、鴨川にこういった河川敷を歩

くときの夜間のライトみたいなものというのが余り設置されていないんじゃないかなと正直感じておりました、こういったものがあつたら歩きやすいなという面もあるので、ご検討いただければうれしいなと思います。

図3は橋の下のライティングになっています。こうすることによって、橋の下って暗い場所というイメージがあるんですけども、夜間とかでも人がにぎわい集える場所にもなるんじゃないかなと思って、実際にこういうものをしているところもあるので、ご紹介させていただきます。

ユニークな面として、3つの取り組みについてご紹介します。図4は、願いの壁というものの取り組みなんですけれども、これらは壁に願いの絵とか言葉とかを書かれたタイルが並べられておりました、これはまちのワークショップなどで市民がつくったものをアートとして壁に展示をしているというものになります。やっぱりもしこれを鴨川とするならば、鴨川周辺の市民というものも巻き込んで参加型ということにすることによって、より関心が高まるし愛着も湧くし、これは私の作品なんだよということも言えて、よりよいことになるんじゃないかなと思ったので、ご紹介いたします。

図5なんですけれども、これは壁に水が流れていて幻想的な空間の演出がなされています。今の鴨川は、川が流れている状態なんですけれども、そういう川の水を利用して、例えばアートに見せたりとか、京都は歴史的にも背景がありますので、そういったものを使ったアートという面での見せ方というのもいいのではないかなと考えます。

次が神戸の事例で、図6はライティングの話なんですけれども、ライトに関しては、決められた期間によってライトの色が変わるという仕組みになっています。神戸はフラワーロードという施策とかがあると思うんですけども、花とフラワーロードにつなぐ伝統の明かりの色がコラボレーションするという形になっているので、そういったやり方というのはユニークかなと思ったので、ご紹介いたします。

これらの取り組みは、今も申し上げたように、鴨川に適用できるものではないかなと思ったので、ご紹介いたします。

私個人の提案として、実現できるかどうかというところは難しいところもあると思うんですけども、3つのご提案をさせていただきたいと思っています。

1つが、音を奏でる鴨川の提案です。2つ目が、日がわり模様ライトについての提案で、3つ目が、議論にもあるように、鴨川ふれあい空間についての、私なりの見解について書かせていただきました。

まず、1の音を奏でる鴨川の提案についてです。感覚環境という視点で見えていくと、京都の鴨川という場所には、京都の鴨川でしか感じられない音というのがあると思っています、自然の音というのが確かにありますし、祇園祭りとかそういったはやしの音だとか時代祭りの音もあると思っています、そういった鴨川の場所で感じられる音も魅力かなと感じています。

なので、そういった音という視点で、2つの提案を考えました。実現は難しいと思うと思うんですけども、1つは音楽の鳴るベンチです。これについては、実際にヨーロッパでも導入されておりまして、音楽家の家の跡地の前にベンチが置いてあって、ボタンを押すことによって、その音楽家の名曲などを聞くことができるというまちづくりの施策があります。それをもとに、今回の提案というのを考えてみたんですけども、鴨川はいろんな人にとって愛着のある場所で正直あってほしいと思うので、流す曲として、四季に見合った曲とか童謡というのはどうかなというのを考えました。そういう曲というのは誰もが耳にしたことがあるものであるし、なつかしい気持ちを感じさせることができるので、京都の鴨川という場所がまちの人々、市民の人々にとって愛着のある場所になるのではないかなというご提案です。

次に、鳴らす壁という提案なんですけれども、私たちの身の回りには、机もたたいたら音が鳴るように、いろんなものが音が鳴らせるものであると思います。鴨川においても、例えば転がっている石ころで音が鳴ったりすることがあると思うんですけども、そういった感覚で感じられる自然の雰囲気というものによって、鴨川を利用する人の感性とか、京都で育つ子供の感性を高められるような、そういう仕組みをつくれたらいいなと思います。こういったPRをすることによって、フェイスブックとかツイッターとかでも情報の拡散をしたら、話題性にもつながるのではないかなと考えています。

日がわり模様ライトの道というのは、書いてあるとおりなんですけど、制御システムとかを使って、エコにも取り組み、なおかつ、見せ方というところで工夫をしたらよいのではないかと考えました。

最後に、鴨川ふれあい空間についてなんですけれども、先ほども述べさせていただいた点も多くありますので、1つだけお伝えさせていただくと、場所の案として、私個人としては、出町柳にある三角州周辺というご提案をさせていただきたいなと思いました。正直、私の直観なんですけれども、ここでやったら、議論の中にも橋の上から見たりするという風景の話があったと思うんですけども、そういった部分の実現性がより高まるのではな

いかなど。道を規制したりしなきゃいけない面もあると思うんですけれども、そういうその場所でそれが実現することができたらいいんじゃないかなと思いました。

その三角州なんですけれども、公共のイベントというのは正直そこでは行われていることがなくて、例えばパフォーマンスをしている人とかサークル活動をしている人たちが、個人的にそういうところでイベントを行っている人たちが実際にはいる現状がありまして、先ほどホームページに掲載されるようなイベントになったらいいよねという話があったと思うんですけれども、実際にこういうところで行われたイベントが一時期ヤフーのトップニュースのページにランキングすることもあったようなので、こういうところで今までにない視点として取り組んでみたらどうかというご提案です。

私の意見は以上です。

○金田座長

はい、ありがとうございます。ちょっと長くなりましたが、それでは最後になりましたけれども、舟津さん、お願いいたします。

○舟津

舟津麻子です。川嶋さんのすばらしい意見の後に大変恐縮なんですけど、私は行政と府民、双方の視点から「日常」を可視化するという、もっともらしいテーマをつけてしまったんですけど、簡単に言うと、京都という自分たちが住むまちに流れる川として、一人一人が鴨川をそれぞれに愛着を持って大事にする意識というのをどのように啓発していけるかというのを、ルールとか規制をつくるとかの問題ではなくて、根本的なところについて啓発して、どのようにしていけるのかということについて意見を述べたいと思います。

内容については大体書いてあるとおりになんですけど、私は大学進学とともに京都でひとり暮らしを始めて、京都歴はまだ4年ほどです。なので、本当にいろいろ諸先輩方ほどの知識はそれほどないんですけれども、鴨川を初めて訪れたときに、河川敷に座っておしゃべりする人とか、母親に必死についていこうとするカモの子供たちとか、夜になればおのおのの自慢とかパフォーマンスの議論とかもありましたけれども、披露する人とそれを物珍しそうに見物する人がいて、地元は福井県なんですけれども、福井県にはこんな川はないなと思って、今となっては、そういう鴨川の姿というのが当たり前で感じてしまうんですけれども、これからの京都での学生生活をとても楽しみに思ったことを、大学1回生のときに思ったことを覚えています。

その一方で、鴨川府民会議に出席させてもらうことで、鴨川の抱える課題の多さにも気

づくことができ、それを「日常」として見て見ぬふりはできないと初めて気づくことができました。その内容は、生態系にかかわる問題とか環境問題とか、すぐには解決できなくて、やっぱり行政さんの力とかをかりないと解決できない難解な問題も多くあると思うんですけど、そういった情報は提供されない限り、府民とか学生である県外から来た私たちにはなかなか伝わりにくいものなので、知らなければ私たちも協力しようという意識も高まらなくて、時々京都府から届く広報誌とか新聞で報道される内容とかもあるんですけども、それに真剣に目を通す人はやっぱり若者の中でごく少数ではないかなと正直思っています。

そこで、日常として当たり前になってしまっている鴨川の魅力と課題について、行政さんと府民の私たち、その双方がまず気づくことが必要ではないかなと思います。

ここからは個人的な例えばの話で、行政として公に情報を公開していく上で難しい点もあるかと思うんですけど、一例として、タイトルをつけるなら、「新米・河川課職員カワハシくんの気になるメモ」とか、今、ゆるキャラとか行政さんの中ではやっておりますが、やっぱりそういう緩さ、親しみやすさというのはやっぱり大事だと思っていて、SNSを活用して、若者でも入手しやすい形で情報を提供することも一案だと考えています。

前回の会議のときに、飯塚さんもおっしゃっていらっしゃったんですけど、鴨川のマップ化というのも、大変市民の人に情報を公開する上でわかりやすく効果的だと思っていて、SNSを使うときに写真とか位置情報も加えることによって、鴨川の魅力と課題の可視化、地図化にもなるのではないかなと考えています。

ただ、SNSを利用すれば、自然と双方のコミュニケーションになっているというふうには勘違いしているアカウントさんも見受けられるので、これは広報誌であっても同様に言えることなんですけれども、情報の押しつけではなくて、共有のための媒体であることを大事にしてほしいなど。もしSNSを活用してもらえれば、そういう点に気をつけてほしいなと思います。

情報を開示したから、あとはそれを理解しようとしなくていいのに問題があるのでは共有したことにならないと考えていて、例えばそういう先ほど出たカワハシくんの気になるメモにリプライ、返事を送ってくれた方にカワハシくんという行政さんの持つ知識とか情報を付与することで、1つの気づきというのは、新たな疑問とか発見、共感につなげることができると思います。また、そういったコミュニケーションをしていく中で、内部だけで議論しては見えてこなかった貴重な外の声にも気づくことができると思います。内部にとっ

て都合のいい意見によって独走することなく、双方の視点から鴨川のあるべき姿はつくらえていかなければならないと思います。お互いに「知りたい欲」というのをかきたてられるおもしろくて役に立つ情報交換の場、そして、また府民自身はその情報をさらに拡散させて「伝えたい欲」として、府民のみならず、府外の人々にも伝えていこうとする意識と自覚の芽生えに期待したいなと思います。

いずれは、観光庁で実施されていた訪日促進SNSキャンペーン「Share your WOW!-Japan Photo Contest-」、ご存じの方もいらっしゃるかと思うんですけど、そういうのを例として参考に、「知ってた？カワハシくん！鴨川スクープ写真コンテスト」という、また緩いタイトルをつけさせてもらったんですけど、府民とか観光客の目線での気づきも発信できるサイトも運営できれば、鴨川をともに考えて大事にする意識が、行政やこの鴨川府民会議におさまってしまうことなく広がっていくきっかけになるのではないかなと思います。誰でも自分の家にごみを捨てられたり、自分の家が変わるとか話されたりして、いい気分をする人がいなくて、そういうふうに鴨川が自分のものというか、自分が住むまちに流れる川であるという意識を高めていけたらいいなと思います。

規制をふやすのは簡単で、なおかつ余り意味がないと思って、そうではなくて、鴨川を大事に思う気持ちを育てていく活動にももっと力を入れていってほしいなと思います。まだまだ知らないことがたくさんある鴨川なんですが、鴨川を訪れる人みんなにとって大事にされる空間に、これからもあってほしいなと思います。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございました。本日は本年度の最後でしょうか。特に公募の委員の方には2年間おつき合いをいただきまして、ありがとうございました。

一応、本日の準備した議題は以上でございます。司会を府のほうにお戻ししたいと思います。よろしくをお願いします。

○板屋（京都府建設交通部理事）

金田座長様、長時間にわたり、ありがとうございました。

次回の議題に関してでございますけれども、本日、冒頭に座長のほうよりお話がございましたけれども、鴨川上流域における環境保全に関する議題を設定して、現状や方針等についてご報告させていただきたいと思います。

以上で、本日の予定は終了ということではございますけれども、なお、本日の会議をもちまして、第3期メンバーの皆様方の任期が満了ということになります。本日で退任され

るメンバーの方々におかれましては、本当に2年間、長い方は4年間という期間でございましたけれども、この鴨川府民会議のメンバーとして、大変毎回熱心にご議論いただきまして、多くの貴重なご意見を賜ることができたと思っております。

京都府といたしましても、いただいた意見を踏まえまして、さまざまな施策を検討、そして実現することができたと考えております。この場をかりて、深く感謝申し上げたいと思います。今後も府民会議に引き続き、ぜひご注目をいただき、将来の鴨川づくりに向けたいご意見等を賜ればというふうに思っております。

あと、次回の日程の関係でございますけれども、新しい公募メンバーの方の募集を行いまして、ことしの5月ごろに予定しております。事務局でまた日程の調整をさせていただきますので、改めてご案内いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、本日の会議は終了とさせていただきたいと思ひます。どうも長時間にわたり、熱心なご議論ありがとうございました。以上で終了でございます。